

平成 28 年度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

平成28年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I 施策体系及び組織

1	社会教育課の施策体系図（島根総合発展計画）	1
2	〃（第2期しまね教育ビジョン21）	2
3	社会教育行政関係組織一覧	4
4	派遣社会教育主事等名簿	5

II 施策概要

	平成28年度当初予算額一覧表	6
1	教育の充実（Ⅲ-1）	
(1)	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
①	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	7
(ア)	ふるさと教育推進事業	7
(イ)	実践活動推進事業	8
(ウ)	市町村支援事業	9
②	公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	10
③	実証！「地域力」醸成プログラム	11
④	社会教育主事確保・養成事業	11
⑤	家庭教育支援体制整備事業	12
(2)	発達段階に応じた教育の振興	
①	子ども読書活動推進事業	13
②	しまねのふるまい推進プロジェクト	14
2	多彩な県民活動の推進（Ⅲ-2）	
(1)	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
①	社会教育研修センター事業	15
②	図書館事業	16
③	青少年の家事業	18
④	少年自然の家事業	20
⑤	社会教育関係団体活性化事業	22
⑥	生涯学習総合推進事業	22
(2)	文化芸術の振興	
①	「ふるさとティーチャー」派遣事業	23
②	青少年文化活動推進事業	23
③	芸術鑑賞機会の提供	24
	《主要事業に係る資料集》	
資料1	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	25
資料2	ふるさと教育	26
資料3	学校支援	30
資料4	放課後支援	32
資料5	家庭教育支援	34
資料6	土曜日の教育支援	37
資料7	地域未来塾に係る学習支援	38
資料8	公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	39
資料9	実証！「地域力」醸成プログラム	43
資料10	社会教育主事派遣制度の概要	44
資料11	親子と地域をつなぐPTCA活動活性化事業	46
資料12	子ども読書活動の推進	47
資料13	しまねのふるまい推進プロジェクトに関わる取組	48
資料14	ふるさとティーチャー派遣事業	49
資料15	地域と中学校の文化部活動支援事業	50

III 県立社会教育施設の概要

1	東部社会教育研修センター・西部社会教育研修センター	51
2	図書館	54
3	青少年の家	57
4	少年自然の家	60

IV 資料編

1 関係法令（抜粋）	
（1）教育基本法	64
（2）社会教育法	64
（3）子どもの読書活動の推進に関する法律	68
（4）島根県社会教育委員に関する条例	69
2 島根県関係	
（1）社会教育課事務分掌表	70
（2）社会教育主事派遣要綱	74
（3）ふるさと教育基本方針	77
（4）島根県社会教育委員名簿	78
（5）社会教育関係各種表彰一覧	79
3 市町村関係	
（1）県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	81
（2）県内公共図書館一覧	82
（3）県内公民館等一覧	83

I 施策体系及び組織

社会教育課の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事務事業	
<p>Ⅲ・心豊かなしまね</p> <p>～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～</p>	Ⅲ-1	教育の充実		
		Ⅲ-1-1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
		結集！しまねの子育て協働プロジェクト		
		ふるさと教育推進事業		
		市町村交付金		
		学校と企業等との連携		
		学校と地域の連携実践研修		
		実践活動推進事業		
		人材育成研修		
		社会教育主事講習派遣教員活動交付金		
		市町村支援事業		
		学校支援（学校支援地域本部）		
		放課後支援（放課後子ども教室）		
		家庭教育支援		
		土曜日の教育支援		
		地域未来塾に係る学習支援		
		公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業		
		公民館ふるさと教育推進事業		
		地域課題解決型公民館支援事業		
		ふるさと体験活動モデル調査研究事業		
		実証！「地域力」醸成プログラム		
		多世代がつながる地域づくりモデル事業		
		若者の地域参画促進事業		
		社会教育主事確保・養成事業		
		家庭教育支援体制整備事業		
Ⅲ-1-2	発達段階に応じた教育の振興			
子ども読書活動推進事業				
しまねのふるまい推進プロジェクト				
Ⅲ-2	多彩な県民活動の推進			
Ⅲ-2-1	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進			
社会教育研修センター事業				
図書館事業				
青少年の家事業				
少年自然の家事業				
社会教育関係団体活性化事業				
生涯学習総合推進事業				
島根県社会教育委員の会				
Ⅲ-2-3	文化芸術の振興			
「ふるさとティーチャー」派遣事業				
青少年文化活動推進事業				
芸術鑑賞機会の提供				

第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

基本理念

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

島根の教育目標

向かっていく学力
夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます



広がっていく社会力

多様な人と積極的に関わり、社会に役立つ人育てます



高まっていく人間力

自他を等しく大切に、共に生きようとする人を育てます

重点目標

学ぶ力・学んだ力
情報活用力
意欲・たくましさ

社会性
コミュニケーション力
国際性
島根への愛着と理解

自尊心・思いやり
規範意識
人権意識・生命の尊重

施策 (具体的な事業や取組)

- 学力の育成 1-(1)
- ものづくり活動の推進 1-(2)
- 情報教育の推進 1-(3)
- 読書活動の推進 1-(4)

- 社会性の育成 2-(1)
- コミュニケーション能力の育成 2-(2)
- 国際理解教育の推進 2-(3)
- ふるさと教育の推進 2-(4)
- 学び直しや就労に向けての支援 2-(5)

- 心の教育の推進 3-(1)
- 「しまねのふるまい」の推進 3-(2)
- 人権教育の推進 3-(3)
- いじめ・不登校に対する取組の充実 3-(4)
- 文化活動の推進 3-(5)

島根の教育目標を達成するための基盤

- 家庭・地域と連携した学校教育の展開
- 発達の段階に応じた各学校種での教育展開
- 基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり
- 家庭教育の役割
- 信頼される学校づくり

社会教育の展開

- キャリア教育の推進 4-(1)
- 特別支援教育の推進 4-(2)
- 幼児教育の充実 4-(3)
- 離島・中山間地域の教育力の確保 4-(4)
- 私立学校への支援 4-(5)
- 「生きる力」を支える健康づくり 4-(6)
- 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立 4-(7)
- 安全・安心な教育環境の整備 4-(8)
- 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進 4-(9)
- 社会教育の振興 4-(10)
- 生涯・競技スポーツの推進 4-(11)
- 文化財の保存・継承と活用 4-(12)

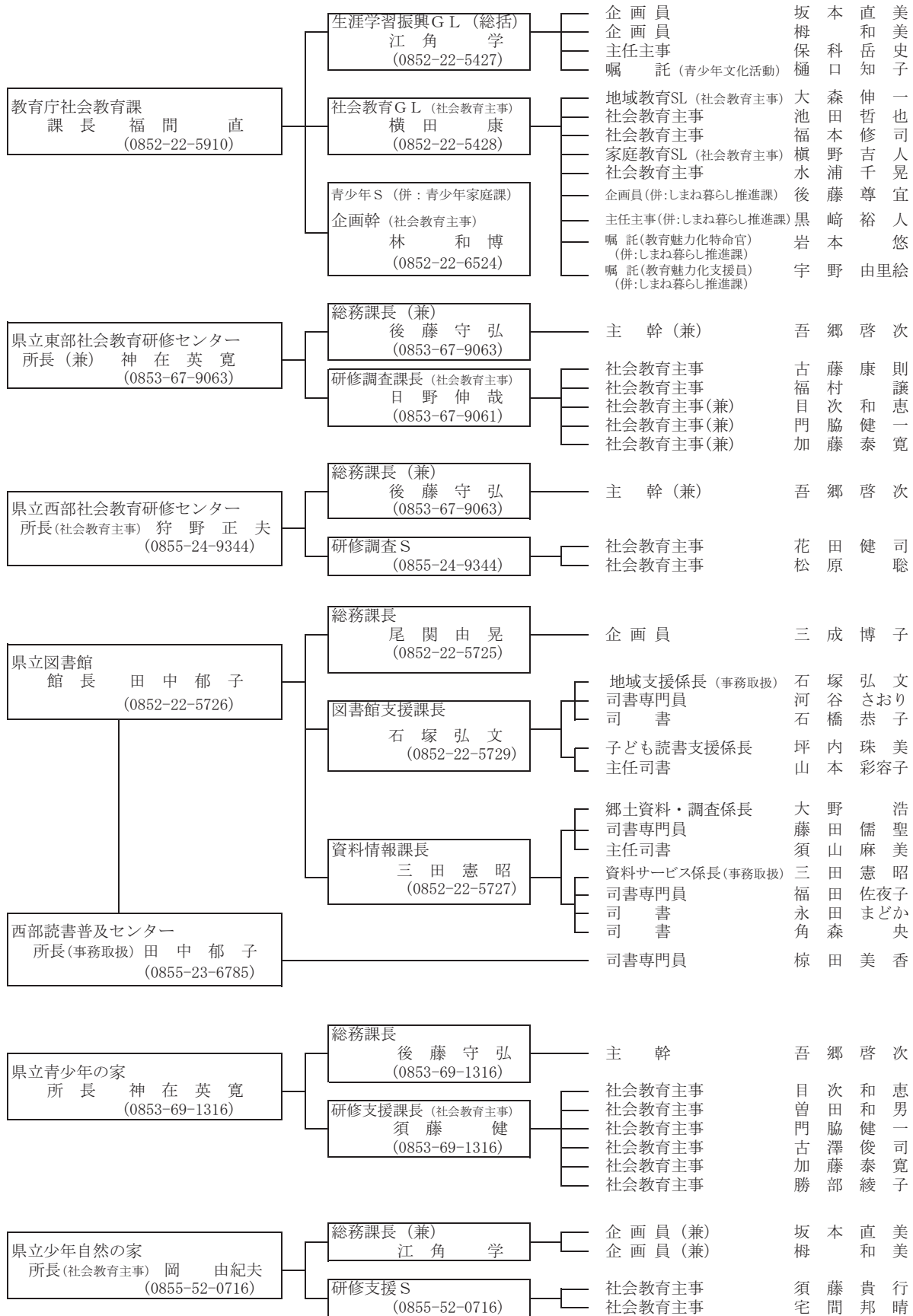
社会教育課の施策体系図（「第2期しまね教育ビジョン21」をもとに）

基本理念 『島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり』

教育目標	施策名	事務事業	
向かっていく学力	1-(4) 読書活動の推進	子ども読書活動推進事業	
		子ども読書活動総合推進事業	
広がっていく社会力	2-(1) 社会性の育成	結集！しまねの子育て協働プロジェクト 【再掲】	
		市町村支援事業 【再掲】	
		放課後支援（放課後子ども教室）	
		家庭教育支援	
	2-(4) ふるさと教育の推進	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	
		ふるさと教育推進事業	
		市町村交付金	
		学校と企業等との連携	
		公民館ふるさと教育推進事業	
		小・中学校「ふるさと教育」講座	
高まっていく人間力	3-(1) 心の教育の推進		
	3-(2) 「しまねのふるまい」の推進	しまねのふるまい推進プロジェクト事業	
		結集！しまねの子育て協働プロジェクト 【再掲】	
		市町村支援事業 【再掲】	
		家庭教育支援	
	3-(5) 文化活動の推進	「ふるさとティーチャー」派遣事業	
		青少年文化活動推進事業	
		芸術鑑賞機会の提供	
島根の教育目標を達成するための基盤	4-(9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	
		実践活動推進事業	
		人材育成研修	
		社会教育主事講習派遣教員活動交付金	
		市町村支援事業	
		学校支援（学校支援地域本部）	
		放課後支援（放課後子ども教室）	
		家庭教育支援	
		土曜日の教育支援	
		地域未来塾に係る学習支援	
		社会教育主事確保・養成事業	
		家庭教育支援体制整備事業	
		4-(10) 社会教育の振興	公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業
			実証！「地域力」醸成プログラム
			社会教育研修センター事業
			図書館事業
	子ども読書活動推進事業		
	青少年の家事業		
	少年自然の家事業		
	社会教育関係団体活性化事業		
	生涯学習総合推進事業		

社会教育行政関係組織一覧

H28. 4月 現在



【凡例】GL: グループリーダー SL: サブリーダー S: スタッフ

社会教育主事の配置状況 (大学・国立施設への派遣を除く)

教育部			東部社会教育研修センター	西部社会教育研修センター	青少年の家	少年自然の家	市町村派遣	計
社会教育課	本庁各課	教育事務所						
7	5	5	3	3	7	3	22	55

派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 奥村忠孝	社会教育スタッフ 企画幹 浜崎順子 (0852-32-5775)	橋津健一	松江市派遣	0852-55-5656
		川合昌宏	松江市派遣	0852-55-5656
		名目良明利	松江市派遣	0852-55-5324
		仲西貴志	安来市派遣	0854-23-3254
出雲教育事務所 所長 糸賀和雄	社会教育スタッフ 企画幹 山碓延男 (0853-30-5685)	高橋兼造	雲南市派遣	0854-40-1073
		青木拓夫	雲南市派遣	0854-40-1073
		高橋伊尚	奥出雲町派遣	0854-52-2680
		安井寿裕	飯南町派遣	0854-72-0301
浜田教育事務所 所長 鳥居正嗣	社会教育スタッフ 企画幹 佐々木伸 (0855-29-5709)	星野明洋	浜田市派遣	0855-25-9720
		三浦洋子	浜田市派遣	0855-25-9720
		吉田茂延	大田市派遣	0854-82-1600
		佐々木努	川本町派遣	0855-72-0704
		古田真一朗	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 村上護	社会教育スタッフ 企画幹 品川智成 (0856-31-9676)	澤江健	益田市派遣	0856-31-0622
		谷上元織	益田市派遣	0856-31-0622
		大島功央	津和野町派遣	0856-72-1854
		杉内直也	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 有木健二	社会教育スタッフ 企画幹 林明範 (08512-2-9776)	道川一史	海士町派遣	08514-2-1222
		藤野幹雄	海士町派遣	08514-2-1222
		木下浩秋	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		横田輝昭	知夫村派遣	08514-8-2301
		田中義人	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

教育庁内社会教育主事

山本一穂	教育指導課 地域教育推進室	0852-22-6165
大森伸一	教育指導課 地域教育推進室(兼)	
飯国秀忠	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
勝部雅之	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
梶谷悟	保健体育課 生涯スポーツ振興グループS L	0852-22-5423
岩佐裕章	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5423

国の機関等

糸賀真也	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 専門調査員	03-3823-8683
濱野健一	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
寺戸真一	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319

II 施策概要

平成28年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	H27	H28	増減	施策概要 掲載ページ	資料集等 掲載ページ
1 教育の充実(Ⅲ-1)					
(1)学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実(Ⅲ-1-1)					
①結集!しまねの子育て協働プロジェクト	146,831	136,749	▲ 10,082	P.7	P.25
(ア)ふるさと教育推進事業	32,585	29,922	▲ 2,663	P.7	P.26
(イ)実践活動推進事業	3,375	2,857	▲ 518	P.8	P.36
(ウ)市町村支援事業	107,442	103,970	▲ 3,472	P.9	P.30
(エ)学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	3,429	-	▲ 3,429	-	-
②公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	-	28,281	28,281	P.10	P.39
③実証!「地域力」醸成プログラム	2,910	1,926	▲ 984	P.11	P.43
④社会教育主事確保・養成事業	5,344	4,371	▲ 973	P.11	P.44
⑤家庭教育支援体制整備事業	1,210	1,110	▲ 100	P.12	P.46
(2)発達段階に応じた教育の振興(Ⅲ-1-2)					
①子ども読書活動推進事業	8,065	1,149	▲ 6,916	P.13	P.47
子ども読書活動総合推進事業	962	1,149	187	P.13	-
県立図書館機能強化事業	7,103	-	▲ 7,103	-	-
②しまねのふるまい推進プロジェクト事業	1,554	1,378	▲ 176	P.14	P.48
2 多彩な県民活動の推進(Ⅲ-2)					
(1)生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進(Ⅲ-2-1)					
①社会教育研修センター事業	12,567	12,158	▲ 409	P.15	P.51
②図書館事業	119,517	125,586	6,069	P.16	P.54
③青少年の家事業	98,738	98,618	▲ 120	P.18	P.57
④少年自然の家事業	69,233	68,272	▲ 961	P.20	P.60
⑤社会教育関係団体活性化事業	824	35	▲ 789	P.22	-
⑥生涯学習総合推進事業	713	712	▲ 1	P.22	-
(2)文化芸術の振興(Ⅲ-2-3)					
①「ふるさとティチャー」派遣事業	11,580	11,580	-	P.23	P.49
②青少年文化活動推進事業	10,071	9,380	▲ 691	P.23	-
行政事務費	13,103	12,603	▲ 500	-	-
合計	502,260	513,908	11,648	-	-

1 教育の充実（Ⅲ－1）

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます。

【施策】

（1）学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実（Ⅲ－1－1）

学校は、価値観が多様化する保護者、地域に的確に対応するために、学校の教育方針・生徒指導方針・危機管理対応などの学校の運営方針について保護者や地域社会と情報共有する、信頼される学校づくりが求められています。

一方家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観などを子どもが身につける上で重要な役割を担っています。

また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。

そして地域社会では、人づくりや絆づくり・地域づくりを進めるために、学習環境の整備や連携・協働体制の構築を積極的に推進することが必要です。さらに、地域全体で将来を担うたくましい子どもを育てるため地域力を活かした子育て支援、学校支援等に取り組むための体制づくりや気運の醸成一層進めていくことが必要です。

このように、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総ががり教育力を充実していく必要があります。

【主要事業】

①結集！しまねの子育て協働プロジェクト 【主要事業に係る資料集 P.25～38】

未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもを育むための連携・協働の取組の充実が必要です。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民が連携・協力する各事業を有機的に連携させる仕組みを作ることにより、地域全体で子どもを育む気運のより一層の醸成を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	※内訳（各事業）については、以下の（ア）～（ウ）に再掲	
小計		136,749

（ア）ふるさと教育推進事業 【主要事業に係る資料集 P26～29】

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要があります。

そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく取組を公民館等を中心に推進します。

学校においては、地域の人々とともに自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育みます。さらに、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育みます。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいきます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推進事業	①市町村交付金 ・県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金を助成 1市町村あたり10万円 1校あたり 7万円	1,900 21,560
	・「ふるさと教育」を支援する中学校区ごとの体制を整えるため交付金を助成 1中学校区あたり5万円	4,900
	②学校と企業等との連携 ・学校と企業等が連携して教育活動を行うために必要な企業等の情報収集と公開	1,192
	③公民館ふるさと教育推進 [再掲] ・学校と連携して公民館で行う「ふるさと教育」や地域住民を対象とした「ふるさと」を学ぶ講座等を公民館等の事業として実施 (島根県公民館連絡協議会へ事業を委託) 【実施地区】28地区 ※中学校区単位の複数の公民館を1地区	(5,600)
	④学校と地域の連携実践研修【新規】 ・地域との連携担当の教職員を対象として、地域連携を推進していくための知識と技術を習得し、実践へつなげるために開催 【H26～28の方向性】 ○小中9年間を通した系統性・発展性のある「ふるさと教育」 ○学校を支援する地域の体制の充実	370
小計	(再掲分含む合計)	29,922 (35,522)

(イ) 実践活動推進事業 【主要事業に係る資料集 P.36】

学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業に取り組み、協働して子どもを育んでいくための活動を支援します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
実践活動推進事業	①人材育成研修 ・地域の子育て新体制づくりにかかわるコ	2,557

	<p>ーディネーター等の養成・資質向上のための研修と県推進委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等と連携した『職場で親学!!』モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> 企業等と連携して社員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、家庭教育についての学びの機会を提供 <p>※結集！子育て協働プロジェクト推進・研修事業費（国1/3、県2/3）</p> <p>②社会教育主事講習派遣教員活動交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に大学で社会教育主事の資格を取得した教員のフォローアップのための研修会参加に係る経費を派遣元の学校に交付 	300
小計		2,857

(ウ) 市町村支援事業 【主要事業に係る資料集 P.30～38】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育む市町村の取組を支援します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
学校支援 放課後支援 家庭教育支援 土曜日の教育支援 地域未来塾に係る学習支援	<p>①学校支援（学校支援地域本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた仕組・組織のもとで、コーディネーターが核となり、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を実施 <p>②放課後支援（放課後子ども教室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供 ・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後対策の推進（放課後子ども総合プラン） <p>③家庭教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施主体となり、親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して積極的に子育てを行うための支援を実施 ・親学ファシリテーター等の組織化等による相談対応 ・親学プログラムを活用した保護者への学習機会の提供や親子参加行事の企画・提供など 	103,970

	<p>④土曜日の教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な経験や技能を持つ人や企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを計画・実施 [課程内活動][課外授業][地域による活動][その他] <p>⑤地域未来塾に係る学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施 <p>※結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業（市町村補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2 / 3（国1/3、県1/3、市町村1/3） 	
小 計		1 0 3, 9 7 0

②公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業【新規】

【主要事業に係る資料集 P.39～42】

市町村が地域の教育資源を活用し、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館機能の強化、公民館活動の充実を図るための支援を行います。

事業名	事業内容	予算額(千円)
公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業	<p>①公民館ふるさと教育推進事業 [拡充]</p> <p>中学校区単位の公民館等が連携して、地域住民を対象とした「ふるさと教育」を実施（島根県公民館連絡協議会へ事業委託）</p> <p>【地区】28地区程度</p> <p>※中学校区単位の複数の公民館を1地区</p>	5, 6 0 0
	<p>②地域課題解決型公民館支援事業 【新規】</p> <p>地域課題の解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型公民館を選定し、その成果発表の場を設け、人づくりのプロセス・ノウハウ等を県内に波及させるとともに、育成した人材が地域活動に向けて動き出し、実践活動が継続できるように支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決型公民館の選定(30館程度) 5テーマ（若者の地域参画、生活課題の解決、防災を通じた絆づくり、子育て支援、その他の課題）1テーマ×6館程度 年ごとに成果発表会を開催・審査し、地域振興部等事業へ移行する取組、継続する取組に選定 ・公民館活動の地域振興部事業等への移行支援 学んだ成果を地域づくりに生かした地域 	2 0, 3 8 1

	活動を行うことができるよう、市町村・県職員が公民館活動を支援	
	③ふるさと体験活動モデル調査研究事業【新規】 公民館等が地域住民の協力を得て行う宿泊体験を支援するとともに、体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、体験活動の普及啓発を推進 ・ 3泊4日以上の宿泊体験活動(5箇所程度) ・ 3泊未満の宿泊体験活動(5箇所程度) ・ プログラムの開発調査研究 ・ 体験活動フォーラム	2,300
小計		28,281

③実証！「地域力」醸成プログラム 【主要事業に係る資料集 P.43】

社会総がかりで教育力を充実していくためには、その基盤として生活課題や地域課題について理解を深め、その解決のために主体的に実践する人づくりが重要です。また、住民同士による実践活動を通じて、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み・コミュニティを構築し、「地域力」（自治・自立の理念に基づく地域の底力）を高めていく必要があります。

このため、地域の公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、地域力を高める取組を推進します。

また、公民館等が行う地域づくり活動への参加などを通して、地域の一員として積極的に活動に参加・参画する青少年の育成を推進します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
実証！「地域力」醸成プログラム	①多世代がつながる地域づくりモデル事業 (県内5館程度) 多世代のつながりや学びの場を意図的に設定し、多世代が協働することで地域を担う次世代の育成や世代間交流を促進し、地域課題解決に向けた「地域力」醸成を促す取組	900
	②若者の地域参画促進事業 地域の若者の公民館活動・地域活動への関心を高め、地域活動への参画を促す取組 ・大学生が公民館活動・地域活動等の実態を調査し、地域の若者を巻き込んだ公民館活動を企画・提案 ・若者の地域参画へ向けた公民館等の取組やそれに向けた協議等を振り返り、若者が地域活動に参画するための課題やその解決に向けたポイントをまとめる	1,026
小計		1,926

④社会教育主事確保・養成事業 【主要事業に係る資料集 P.44～45】

県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣し、社会教育主事の専門性を活かした社会

教育を推進します。

あわせて、地域社会における地域課題を自ら解決しようとする人づくり・地域づくりを推進します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育主事派遣制度	学校・家庭・地域住民の連携協力関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣 派遣者数22名(6市9町1村)	—
社会教育主事講習派遣	公立小中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、広島大学で開講される講習へ派遣(上限15人)	2,850
地域教育力市町村支援事業	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催 ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回) ・派遣社会教育主事等研修会(年3回) ・市町村社会教育担当者研修会(年1回) ・社会教育主事有資格者・社会教育主事実践交流会(年1回) ・県立社会教育施設社会教育主事研修会(年1回)	1,521
小計		4,371

⑤家庭教育支援体制整備事業 【主要事業に係る資料集 P.46】

家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断など基本的倫理観などを子どもが身につける上で重要な役割を担っています。

また、人生を自ら切り開いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。

保護者は自覚と責任を持って家庭教育を行う必要があるとされている一方で、行政は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会や情報の提供など、家庭教育(保護者)を支援する施策を実施する必要があります。子どもたちの課題に対して家庭においてどのように取り組めばよいかを的確に伝えていくことも必要です。

こうしたことから、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で家庭教育の支援体制を整備します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援体制整備事業	①地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会及び研修会の開催 ○県幼・小中・高・特別支援PTA連絡協議会の開催 ○県PTA合同研修会の開催 ・PTA役員等の資質及び指導力の向上 ・各PTA連合会の連携強化と活動意欲の高揚	210

	②親子と地域をつなぐPTCA活動活性化事業 ・持続可能な地域づくりのために親世代が中心となって、多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を推進	900
	③企業等と連携した『職場で親学!!』モデル事業 [再掲] ※結集!しまねの子育て協働プロジェクト (実践活動推進事業)	(291)
	④親学プログラムの普及・定着 [再掲] ※結集!しまねの子育て協働プロジェクト (市町村支援事業/家庭教育支援)	(1,470)
小計	(再掲分を含む合計)	1,110 (2,871)

【施策】

(2) 発達段階に応じた教育の振興 (Ⅲ-1-2)

地域社会の中での豊かな体験、多様な人々との出会いや交流を通して、子どもたちは自らの学びの目標を抱くことができます。こうした夢や希望の実現に向かって、知識や技能だけではなく、学習意欲や知的的好奇心など生涯にわたり学習する基盤が培われ、それを高め続けようと自らの意志で行動できる人を育てたいと考えます。

知的的好奇心や探求心を培い、主体的に知的関心を持って学び続けようとする力を育むために、学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。また、あいさつ、礼儀、時間や約束を守るなど基本的な「ふるまい」定着の視点を取り入れた心の教育を推進していきます。

【主要事業】

①子ども読書活動推進事業 【主要事業に係る資料集 P.47】

第3次「子ども読書活動推進計画」(H26～H30年度)の進行管理を行うとともに、子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動総合推進事業	①島根県子ども読書活動推進会議 県内における子ども読書活動の推進方策について協議するため、島根県子ども読書活動推進会議を開催 ・第3次推進計画の進行管理や子ども読書活動における指導・助言	199

	②しまね子ども読書フェスティバル事業 子ども読書フェスティバルの開催 (県内3か所での開催を予定)	750
	③「読みメン」プロジェクト 男性による読書活動の推進を図るため、「読みメンてちょう」を作成・配布	200
小計		1,149

②しまねのふるまい推進プロジェクト（社会教育課分） 【主要事業に係る資料集 P.48】

県全体として「ふるまい（礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称）」の向上を目指し、子どもと保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着と家庭教育及び子育て支援の充実及び気運の醸成を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
しまねのふるまい推進プロジェクト	各市町村における親学プログラムや親学ファシリテーターを活用した取組への支援や公民館等への活動へ助成を行う。 ①親学プログラムの普及・定着 [再掲] ※結集！しまねの子育て協働プロジェクト (市町村支援事業／家庭教育支援)	(1,470)
	②公民館ふるまい推進事業 ・公民館を拠点とした、ふるまいの向上、定着を図る活動を支援 ・公民館等へ活動助成金を交付 (島根県公民館連絡協議会へ委託) 1公民館あたり4万円程度	1,378
小計	(再掲分含む合計)	1,378 (2,848)

2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－２）

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

【施策】

（１）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進（Ⅲ－２－１）

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、生涯学習推進施設や社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

【主要事業】

①社会教育研修センター事業 【県立社会教育施設の概要P. 51～53】

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、社会教育研修センターにおいて市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者等を対象に、住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。

また、社会教育関係者が社会教育・生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

- 社会教育担当者・公民館関係者等の社会教育指導者の養成研修の実施
- 県民の学習支援のためのプログラムの開発と普及の推進
- 情報誌やホームページ等を活用した社会教育・生涯学習に関する情報提供の充実
- 社会教育における学習プログラム等に関する相談対応の実施
- 市町村等が主催する社会教育に関する事業・研修等の企画・運営の相談・助言・情報提供

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育研修センター事業（人材養成事業）	①人材養成研修 「地域力」の醸成に資する人材〔社会教育指導者（市町村社会教育担当者・公民館等職員等）及び社会教育にかかわる方〕を養成する研修を実施する。 ○対象者別研修 社会教育の実践者としての役割について理解を深め、必要な知識や技術を学ぶ。 ・市町村担当者研修 ・社会教育委員研修 ・公民館等職員研修 ・コーディネーター研修 ・「親学プログラム2」対応 親学ファシリテーター養成講座 ・親学ファシリテーター ブラッシュアップ研修 ○全体研修 ・しまねの社会教育基礎講座	2, 418

	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐ・つながる実践発表交流会 ・「親学プログラム」体験講座 <p>○社会教育主事講習〔B〕</p> <p>文部科学省からの委託を受け、社会教育主事資格の付与を目的とした講習を実施する。</p> <p>②社会教育にかかわる調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親学プログラム」の普及 ・「親学プログラム」の活用状況把握 ・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 ・公民館等の現状・実態調査 ・新プログラム開発の検討 <p>③社会教育の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 ・ホームページの活用 <p>④学習相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習相談に応じ、学習情報を提供 ・教材、図書の貸出・閲覧 <p>(東部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧 <p>(西部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送大学の教材視聴・貸出 (西部) <p>⑤市町村支援</p> <p>市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施する。</p>	
社会教育研修センター事業（維持管理費）	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの維持管理に関する経費	9, 7 4 0
小 計		1 2, 1 5 8

②図書館事業 【 県立社会教育施設の概要 P.54～56】

県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
図書館活動推進事業	<p>県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①図書の購入・選定・管理 ②図書館情報システムの運用 ③館内閲覧・貸出 ④調査相談(レファレンス) 	9 4, 6 8 6

	<p>⑤相互貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公共図書館及び大学図書館との資料相互貸借 <p>⑥高齢者・障がい者郵送等貸出サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄の図書館への来館が困難な高齢者や障がい者が在宅で県立図書館の図書を借りられるサービスを実施 <p>⑦団体等貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公民館等への図書の一括貸出 ・石見部では、西部読書普及センター（浜田市長沢町）を拠点に実施 <p>⑧研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等の司書職員等を対象に、専門性を高めるための研修や巡回訪問を利用した出前研修を実施 <p>⑨文化事業開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人向け講座」「子ども読書活動」「講演会」「展示」等を定期的で開催 <p>⑩広報啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館報、図書館要覧の発行 <p>⑪図書館協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員10名、年2回程度開催 	
市町村支援事業	<p>県民にとって利便性の高い市町村立図書館や読書施設に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図る</p> <p>①市町村一括貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館未設置町村及び蔵書の不足している市町村立図書館に対し、長期一括貸出を実施 <p>②協力巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等を巡回訪問し、運営面の諸課題について助言指導 	5 3 7
子ども読書推進事業	<p>児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図る</p> <p>県内すべての公立小中学校及び県立学校における学校図書館活用教育を充実させるため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化</p> <p>①幼児・児童読書普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども室の運営 ・読書普及指導員の派遣 ・親子読書アドバイザーの研修と派遣 <p>②子ども読書推進講座開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどものつどい」や「子どもお楽しみ会」等の開催 	1 3, 9 7 3

	<p>③学校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館への直接団体貸出等 ・市町村立図書館職員向け研修への学校司書の受入れ <p>④学校司書等の人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校図書館に配置される司書、支援員等の専門性を高めるための専門研修 ・高等学校・特別支援学校司書の専門性を高めるための専門研修 <p>⑤司書配置の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材養成研修実施に伴う司書の業務増を補うため、嘱託職員を3名配置し、併せて開館日や開館時間の増など直接サービスを改善 	
郷土資料整備収集事業	<p>郷土資料の収集・保存・提供</p> <p>①郷土資料収集・保存対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県に関する古文書、古絵図等の郷土資料を調査、収集し、保存性や利便性を高めるためのマイクロフィルム化、デジタル画像化を計画的に実施 <p>②郷土文献情報検索システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の記事・論文データ作成を進め、インターネットも活用して広く情報提供 <p>③郷土資料モニターと連携した資料収集</p>	16,390
小計		125,586

③青少年の家事業 【 県立社会教育施設の概要 P.57～59】

小中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
主催事業	<p>青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、家族交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供</p> <p>①春のフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を開放し、青少年が様々な体験活動をする場及び交流する機会を提供する。(5月) <p>②サン・レイク フェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を開放し、プログラムを体験する場を提供するとともに、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。(10月) <p>③にこにこファミリー</p>	3,000

	<ul style="list-style-type: none"> ・共同・交流体験等を通じて家族の交流活動を奨励し、家庭の教育力向上に資する。 ・親学プログラムを実施し家庭の教育力向上に資する。(12月) <p>④青少年活動支援者養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年活動をはじめとする地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上及び、社会貢献への意欲を高める。(6, 7月、及び主催事業で演習) <p>⑤サマーチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小5から中3を対象に長期間の共同での生活体験、自然体験を通して、困難なことに立ち向かい、自分の力でやり遂げた達成感や友達と力を合わせる大切さを感じる機会を提供する。(8月) <p>⑥キッズチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生(3, 4年)を対象に、年間を通して継続して様々な体験活動を提供し、自然を身近に感じたり、創造性や協調性を育んだりする機会を設定する。(年間3回) <p>⑦にんにんチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年長児や小学生(1, 2年)が家を離れて同年代の仲間と1泊2日を過ごすことで、基本的な生活習慣と集団生活の大切さを学ぶ機会を提供する。(11月) <p>⑧広報・啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施 ・利用の手引き、活動プログラム資料、ホームページの充実を図る。 	
受け入れ事業	湖面活動(カッター、サバニ等)、野外活動(オリエンテーリング、サイクリング等)、創作活動(ガラス工芸、レザークラフト等)、スポーツ活動(キンボール、グラウンドゴルフ等)など様々な体験や研修ができるようプログラムの提供や、支援・指導を行う。	18,785
青少年の家維持管理業務	・施設修繕費、備品購入費及び維持管理業務	1,506
青少年の家内部管理業務	・旅費及び船舶免許取得費負担金、嘱託職員報酬	2,962
研修支援事業	・研修目的に応じた、また施設の機能を活	3,800

	かけた体験活動プログラムの提供 ・団体のねらいに即したプログラムの作成を支援 ・様々な体験プログラムによる研修指導、艇指導、宿泊指導を実施する。 ・公民館等が実施する「ふるさと体験活動」の支援、体験プログラムの開発等を行う。	
運営委員会	運営委員14名、年1回開催	165
青少年の家指定管理事業等	青少年の家の施設設備の維持管理業務を指定管理者が代行する。	68,400
小計		98,618

④少年自然の家事業 【 県立社会教育施設の概要 P.60～63】

小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
主催事業	青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供 ①利用団体指導者研修会 ・集団宿泊生活の教育的意義と集団生活の効果的で安全な実施方法について研修会を開催する。(前・後期各1回開催) ②オープンデー ・施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を家族で体験し交流を深める。(春1回開催) ③チャレンジ・ザ・サマー ・家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通してより良い関係を築くとともに、絆や交流を深める。(年1回開催) ④ジュニアサマーキャンプ(5泊6日) ジュニアウインターキャンプ(2泊3日) 子ども探検隊 in 自然の家 ・小学校児童が、自然の関わりを通して様々な野外体験や宿泊体験を行い、人間関係能力を育むとともに自然への興味・関心を高め、集団生活における規律を学ぶ。また、大学生スタッフと参加児童との交流も図る。(各年1回開催) ⑤かわいい子には旅をさせよう! ・就学前園児(年長児)を対象に、宿泊	1,783

	<p>を通して小学校入学のための心構えや基本的な生活習慣を身につけるとともに、小学1年生と交流も図る。 (年1回開催)</p> <p>⑥森と海のつどい ・アクアスとの連携事業の一環。宿泊体験を通して、家族で森と海のつながりについて学び、かつ家族相互の交流を図る。 (年1回開催)</p> <p>⑦どんぐりの谷開放デー ・就学前園児や小学校低学年児童の親子を対象に、自然の中で“自由に”“思いっきり”遊べる場所としてどんぐりの谷を広く一般開放する。また、遊びを通して幼児期の“体力づくり向上”にも寄与する。 (毎月第4土曜日開催)</p> <p>⑧ボランティア養成講座 ・中高校生、大学生、社会人を対象に、外部協力者の活動支援スタッフとしてのスキルや立ち位置等を学び、主催事業の充実を図る。 (年1回開催)</p> <p>⑨広報・啓発事業 ・施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施する。 (HP, ブログ等の充実) ・各主催事業募集チラシ、利用のてびき、活動資料、リーフレット、入所関係資料等を作成する。 ・自作チラシを作成し、積極的に広報活動に出かける。</p>	
受け入れ事業	<p>施設利用者に対し、様々な体験プログラムの提供や、研修指導・支援や宿泊指導・支援を実施する。</p> <p>・冒険の森(フィールドアスレチック)活動、炊飯活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供</p> <p>・公民館等が実施する「ふるさと体験活動」の支援、体験プログラムの開発等を行う。</p> <p>・長期宿泊体験の立案支援の充実</p>	12,906
運営委員会	運営委員15名、年2回開催	242
少年自然の家維持管理業務		31,324
少年自然の家内部管理業務等		22,017
小計		68,272

⑤社会教育関係団体活性化事業

社会教育関係団体が実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育関係団体活性化事業	優良少年団体表彰	35
小計		35

⑥生涯学習総合推進事業

社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
生涯学習総合推進事業	①島根県社会教育委員の会 ・社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催 ※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べるができる。	667
	②その他 ・各種負担金など	45
小計		712

【施策】

(2) 文化芸術の振興 (Ⅲ-2-3)

文化芸術は、子どもたちの創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。また同時に、21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育成するために、郷土やわが国の文化・伝統を尊重し、他の国や地域の文化・伝統に敬意を払う意識を涵養することも重要です。

このため、青少年の文化活動を地域が支援するという理念に基づき、地域との連携を重視した事業展開を図りながら、心豊かな人材育成と文化芸術の振興を図ります。

具体的には、本物の文化芸術に親しむ機会を確保することにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手を育成するため、学校・地域・文化団体と連携し、活動成果の発表機会の提供や、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図ります。

【主要事業】

①「ふるさとティーチャー」派遣事業 【主要事業に係る資料集 P.49～50】

地域の社会人指導者の活用や中学校文化部の地域活動等への支援により、学校と地域等の連携を推進し、学校文化部活動及び地域の文化活動の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
「ふるさとティーチャー」派遣事業	①指導者(ふるさとティーチャー)派遣 ・中学、高校の文化部活動に地域の社会人指導者を派遣することにより、文化部活動の活性化、維持・向上を図る。	10,830
	②地域と中学校の文化部活動支援 ・中学校文化部による地域貢献活動や異世代間交流活動を支援することにより、中学校文化部活動の活性化と地域社会との連携協力を推進する。	750
小計		11,580

②青少年文化活動推進事業

児童生徒の文化活動に対する顕彰や知事激励金の授与、また、高校文化部活動への各種支援により、青少年文化活動の普及・振興を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年文化活動推進事業	①青少年文化活動の向上・推進 ○島根県児童生徒学芸顕彰 ・全国大会において入賞した児童、生徒を教育長が顕彰する。 ○全国大会出場校知事激励 ・合唱、吹奏楽、演劇、郷土芸能、日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に知事激励金を授与する。	384
	②青少年文化活動の普及・振興 ○島根県高等学校文化祭の共催	8,996

	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県高等学校文化連盟（県高文連）に負担金を交付し、各部門別の基幹事業を共催する。 ○全国高等学校総合文化祭への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県高文連を通じて大会に参加する生徒の旅費を補助する。 ○高校文化活動に関する窓口機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・高校文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実を支援する。 	
小 計		9, 3 8 0

③芸術鑑賞機会の提供

文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた芸術文化に親しむ機会を提供します。

事 業 名	事 業 内 容	予算額（千円）
芸術鑑賞機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術による子供の育成事業〔巡回公演事業〕（文化庁事業） <ul style="list-style-type: none"> ・優れた舞台芸術の鑑賞及び公演団体による実演指導とワークショップを行う ②伝統文化親子教室事業（文化庁事業） <ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。 ③島根県児童青少年演劇地方巡回公演 <ul style="list-style-type: none"> ・（社）日本児童青少年演劇協会と連携し、良質で安価な児童演劇を提供する。 ④島根県青少年劇場小公演 <ul style="list-style-type: none"> ・（財）日本青少年文化センターと連携し、良質で安価な公演を提供する。 	—
小 計		—

《主要事業に係る資料集》

子どもは地域の宝です。 学校・家庭・地域の力を結集して 子どもを健やかに育てましょう。



結集！しまねの子育て協働プロジェクトのねらい

子どもの健やかな成長は市民すべての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の育育力の低下が課題と定まっています。未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を担い、協働して、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目的とする必要があります。このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、当事者が連携する仕組みを作ることに、社会全体の教育力の向上を図ります。

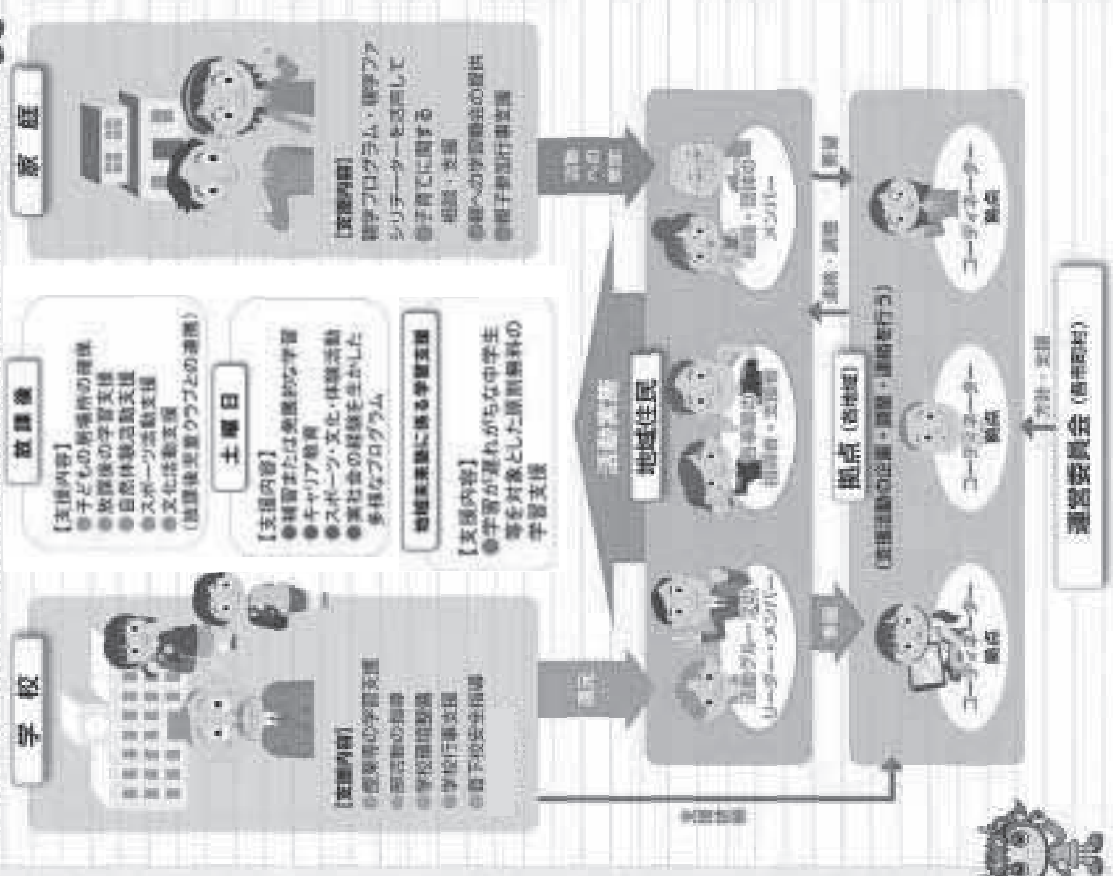
島根県ではこれまでも子どもや学校を核にした事業を進めて来ました。
子どもの健やかな成長や地域の活性化に貢献していますが、課題もあります。



新たな仕組みづくり(地域全体で取り組む体制づくり)の提案

拠点の設置	情報と人材を集め、目的に沿って、課題を行う活動の拠点を設けましょう。 (イメージ：まちのホールや公民館など)
コーディネーターの配置	学校支援、高学年交流、家庭教育支援の担い手を総合的に育成するコーディネーターを設けましょう。
人材の育成と情報の管理	市民団体の団体や人材バンクの一元化など、効果的に人材を育成しましょう。
運営組織の一本化	複数の会議を一つにまとめ、担当者を中心に検討が求められる組織を作りましょう。

新たな仕組みづくりのイメージ



ふるさと教育

<子どもの現状・課題>

- ・自然体験や社会体験、生活体験の不足
- ・学習意欲、コミュニケーション能力の低下
- ・善悪の判断、規範意識の低下、思いやりの心の欠如
- ・家庭や地域の教育力の低下

☆学校・家庭・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進☆

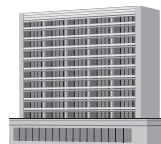
ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育

【市町村で展開される「ふるさと教育」への支援】

県

- ◎市町村、各小中学校に交付金を交付
- ◎より充実した「ふるさと教育」を進めるための教員研修を実施
- ◎市町村におけるふるさと教育を中心とした推進体制構築のための働きかけや支援
- ◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供



連携

市町村

【「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ◎ネットワーク会議を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ◎中学校区でふるさと教育推進連絡会議を開催
- ◎地域の特色や課題について知り、考える研修を実施
- ◎「結集!しまねの子育て協働プロジェクト」との有機的な連携を促進しつつ、学校の支援体制の充実
- ◎ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施



学校

【学習の深まりを意識した取組となる指導の充実】

- 就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実
- 発達の段階を踏まえた教育の充実
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進



家庭・地域

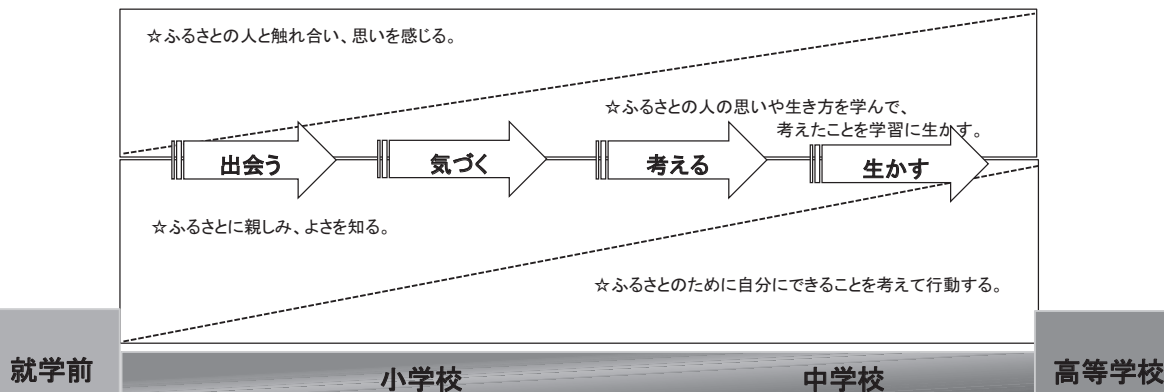
【地域の課題解決に向けた取組の充実】

- 地域における体験活動の充実
 - 担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実
 - 学校支援体制の充実
- 【企業や団体等による学校支援】
- 職場・企業見学、職場体験

学校支援地域本部との連携

☆学びの発展性・系統性☆

ふるさと教育の発展性・系統性



効果

地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

学校

- ・ふるさとの愛着と誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」

A 中学校区ふるさと教育推進連絡会議

「ふるさと教育全体計画・一覧表」の作成

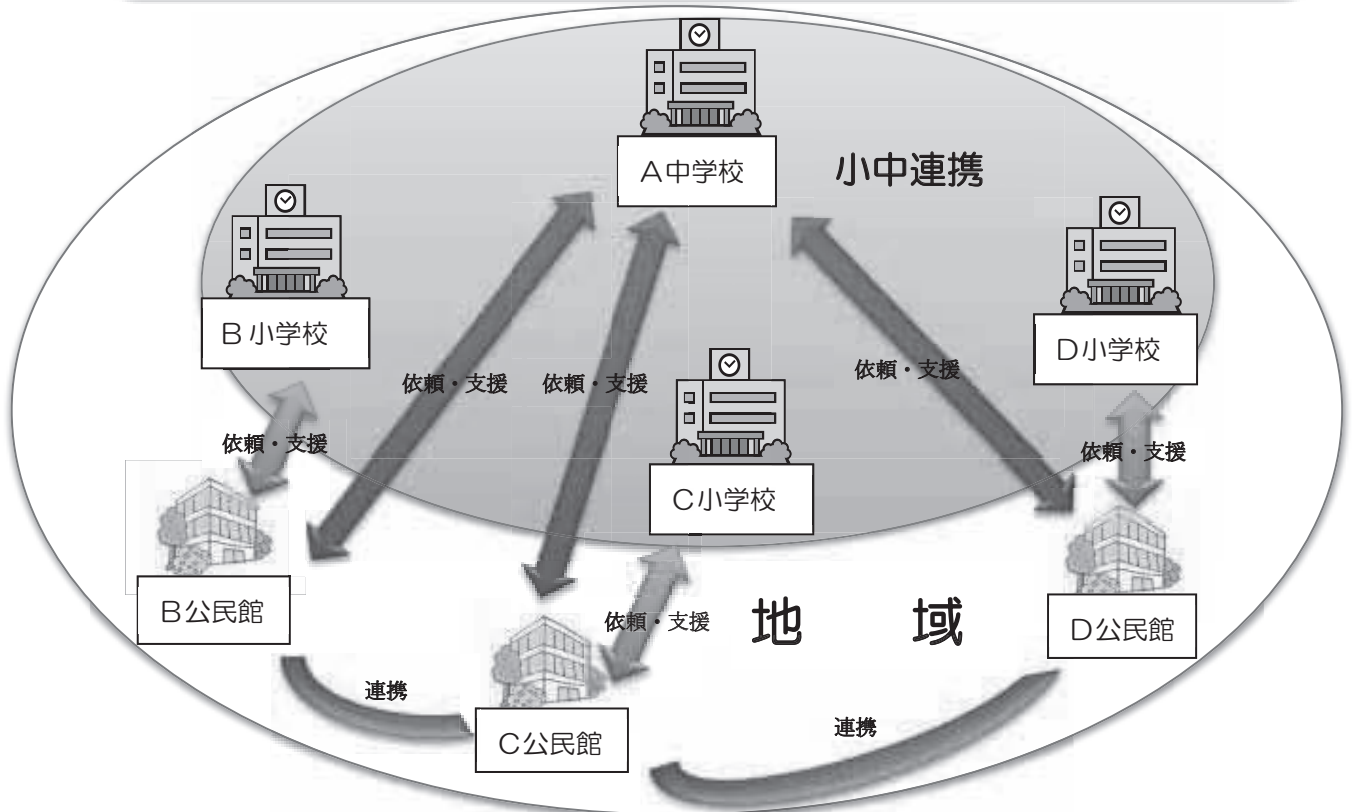
- 学習内容・取組の情報交換
 - 学習内容・取組のすり合わせ、見直し
 - 地域の教育資源の情報共有
 - 合同・一貫して取り組むテーマ・題材等の検討
 - 発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業の検討
- など

<参加者(例)>

- 教頭
- 各校ふるさと教育担当
- 学校支援 CN
- <必要に応じて>
- 公民館職員
- ボランティア代表

◎地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した「ふるさと教育」を各学校において実施

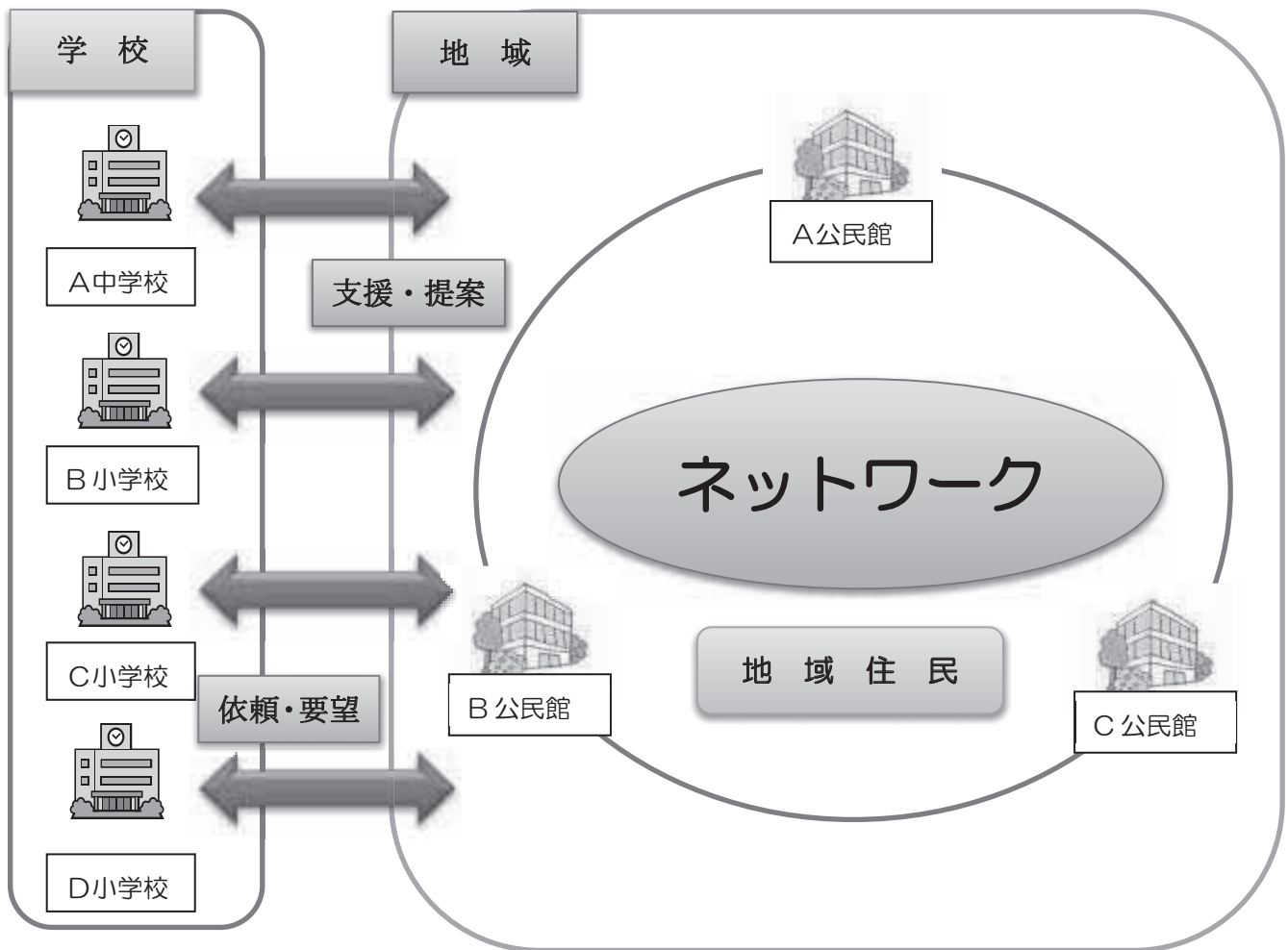
◎中学校区の全体計画・一覧表を元に小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」の実施（H27～）



中学校区のふるさと教育を支援する地域の体制づくり

<中学校区の学校の支援体制のネットワーク化>

- 中学校区の小中学校の学校支援担当者（公民館職員、コーディネーター等）が学校支援について話し合う場を設定
 - ①それぞれに行っている学校支援活動について情報の共有
 - ②学校支援に活用できる地域の教育資源「ひと・もの・こと」の共有
 - ③中学校区の学校支援のあり方や体制について検討
 - ④新たな人材発掘、育成
 - ⑤学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業の検討 など



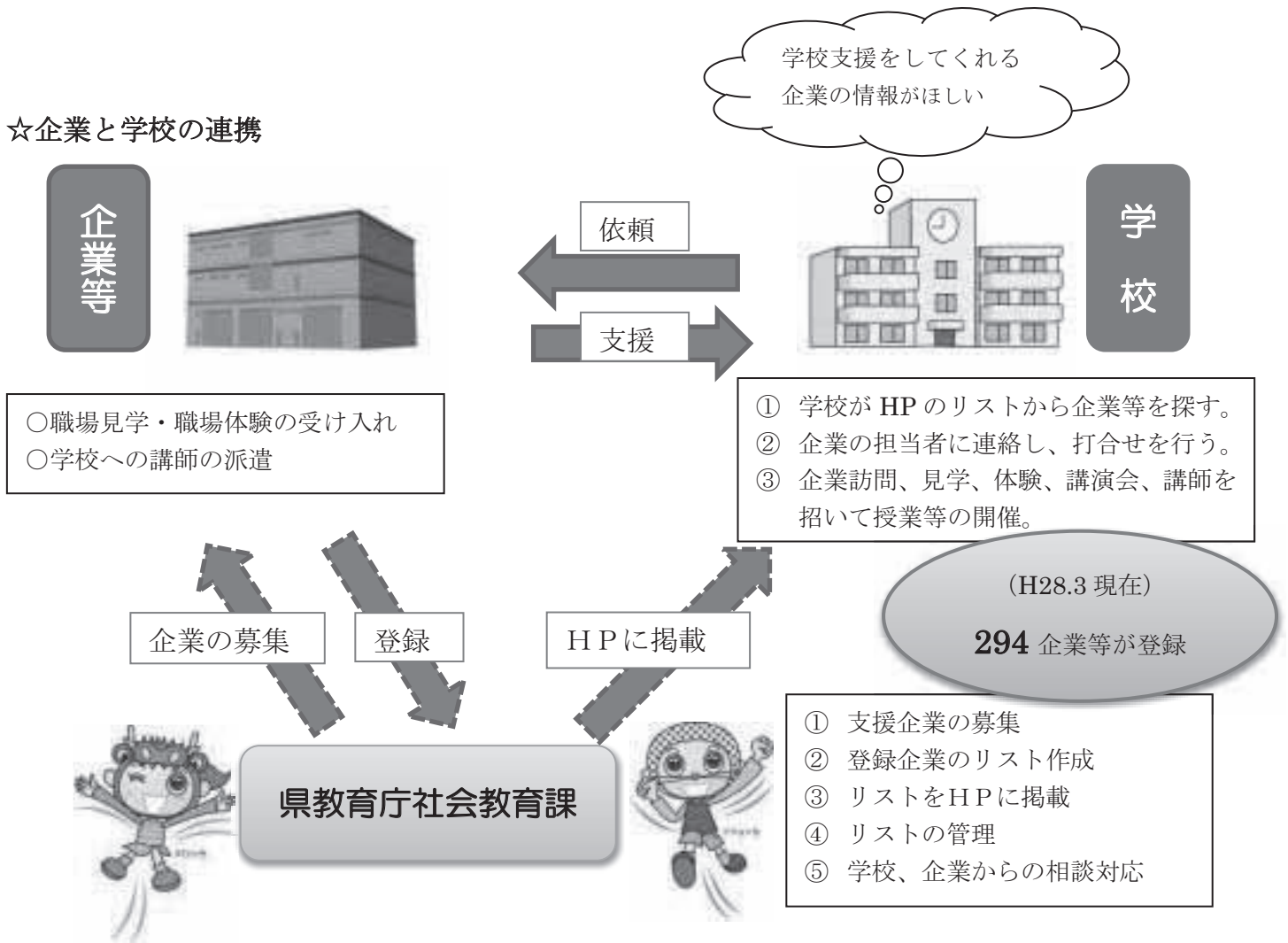
市町村

- 地域の実態を踏まえた中学校区ごとの学校支援体制づくりの方針
- 学校支援ボランティア人材発掘、育成の支援（研修、周知等）
- 学校支援体制の整備、支援体制のネットワークづくりへの助言・支援

企業等と連携した「ふるさと教育」の推進

「ふるさと教育」を支援してもらえる企業を募集して、リストを作成し、学校が企業と連携しやすい体制を整える。

☆企業と学校の連携



期待される効果

<企業等>

- ☆次世代を担う人材の育成、
- ☆社員、会社全体のモチベーションがアップ
- ☆企業イメージ、知名度の上昇、地域貢献
- ☆若者の意識把握

<学 校>

- ☆学習の幅が広がり、学習活動が充実する。
- ☆より専門的な知識、技能に触れることができる。
- ☆夢が広がり、将来への展望が持てるようになる。

地域全体で子どもを育む機運の高まり

学校支援

子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

土曜日の教育支援

ふるさと教育

地域未来塾に係る教育支援



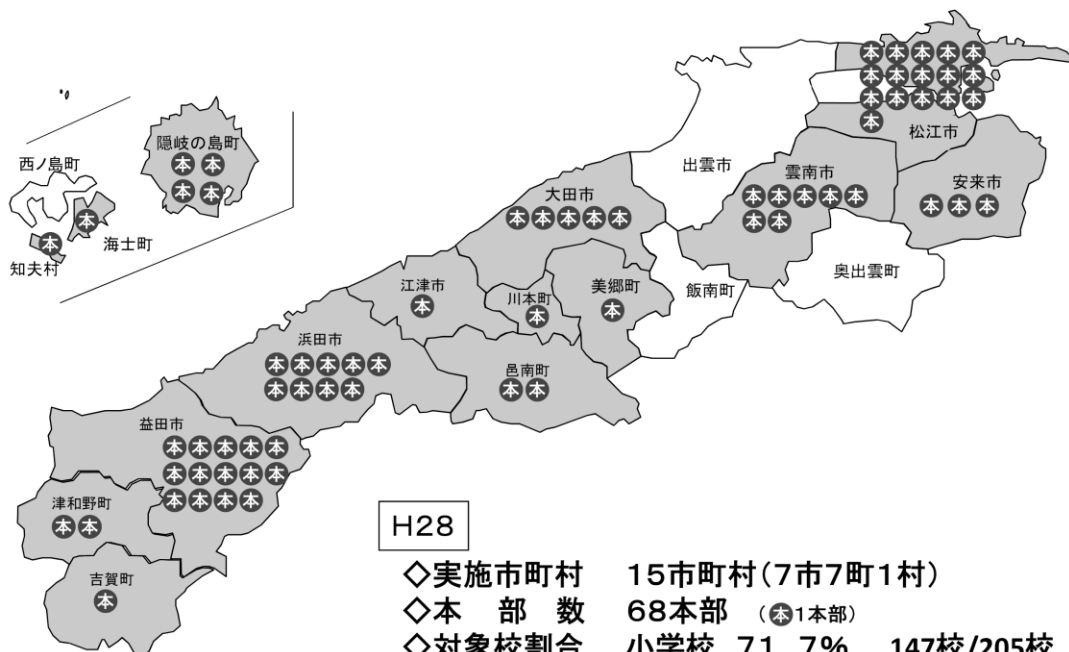
社会教育で学んだ成果を生かす

子どもと向き合う時間の拡

地域の教育力の向上

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で活動に参画・協力

平成28年度 学校支援事業実施予定



H28

- ◇実施市町村 15市町村(7市7町1村)
- ◇本部数 68本部 (※1本部)
- ◇対象校割合 小学校 71.7% 147校/205校
中学校 76.5% 75校/98校
- ◇補助事業活用

学校支援 市町村別実施状況

(平成28年3月)

	市町村名	事業実施		学校支援地域本部数		対象学校数			
		H27	H28	H27	H28	中学校		小学校	
						H27	H28	H27	H28
1	松江市	○	○	16	16	17	17	35	35
2	安来市	○	○	2	3	2	3	8	12
3	出雲市			0	0	0	0	0	0
4	雲南市	○	○	7	7	0	7	16	15
5	奥出雲町			0	0	0	0	0	0
6	飯南町			0	0	0	0	0	0
7	浜田市	○	○	9	9	9	9	16	16
8	大田市	○	○	5	5	6	6	16	16
9	江津市	○	○	1	1	4	4	8	7
10	川本町	○	○	1	1	1	0	1	1
11	美郷町	○	○	1	1	2	2	2	2
12	邑南町	○	○	2	2	3	3	8	8
13	益田市	○	○	15	14	12	12	16	16
14	津和野町	○	○	2	2	2	2	5	4
15	吉賀町	○	○	1	1	4	4	5	5
16	海士町	○	○	1	1	1	1	2	2
17	西ノ島町			0	0	0	0	0	0
18	知夫村	○	○	1	1	1	1	1	1
19	隠岐の島町	○	○	4	4	4	4	7	7
	県合計	15	15	68	68	68	75	146	147
	県内公立学校総数					98	98	210	205
	対象校の全学校数に占める割合					69.4%	76.5%	69.5%	71.7%

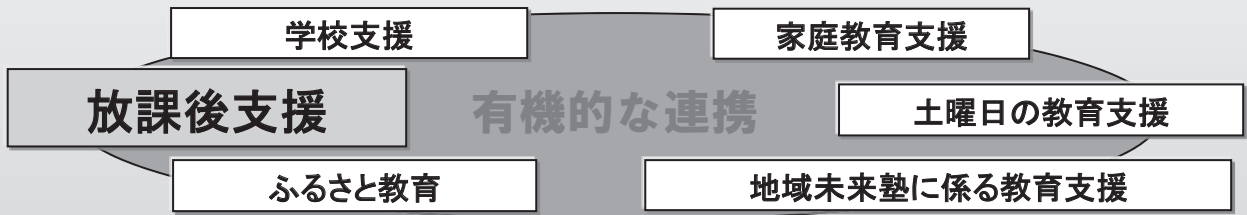
※平成28年度の数値は平成28年度仮申請書から転記。

※県小学校数・中学校数は、「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

放課後支援

子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

放課後児童クラブ
(厚生労働省)

放課後子ども総合プラン

コーディネーター

双方で情報共有

放課後児童クラブ推進員

連携
協力

【活動の例】

○学習活動
宿題の見守り・指導
読み聞かせ

○体験活動
工作・実験教室
料理教室
スポーツ・文化活動

○交流活動
自由遊び
昔遊び
地域行事への参加

○その他
職場体験・見学など

放課後児童クラブの子どもが
放課後子ども教室の活動に参
加するなど、可能な限り一体
的にまたは連携して実施

学校(学校支援地域本部)・
公民館・図書館など

教育活動推進員
教育活動サポーター

多様な
プログラムの
提供

(学習支援や多様なプログラムの
実施、安全管理)

活動場所の提供や
学習・体験プログラ
ムの共有など様々
な形で連携・協力

参画

地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

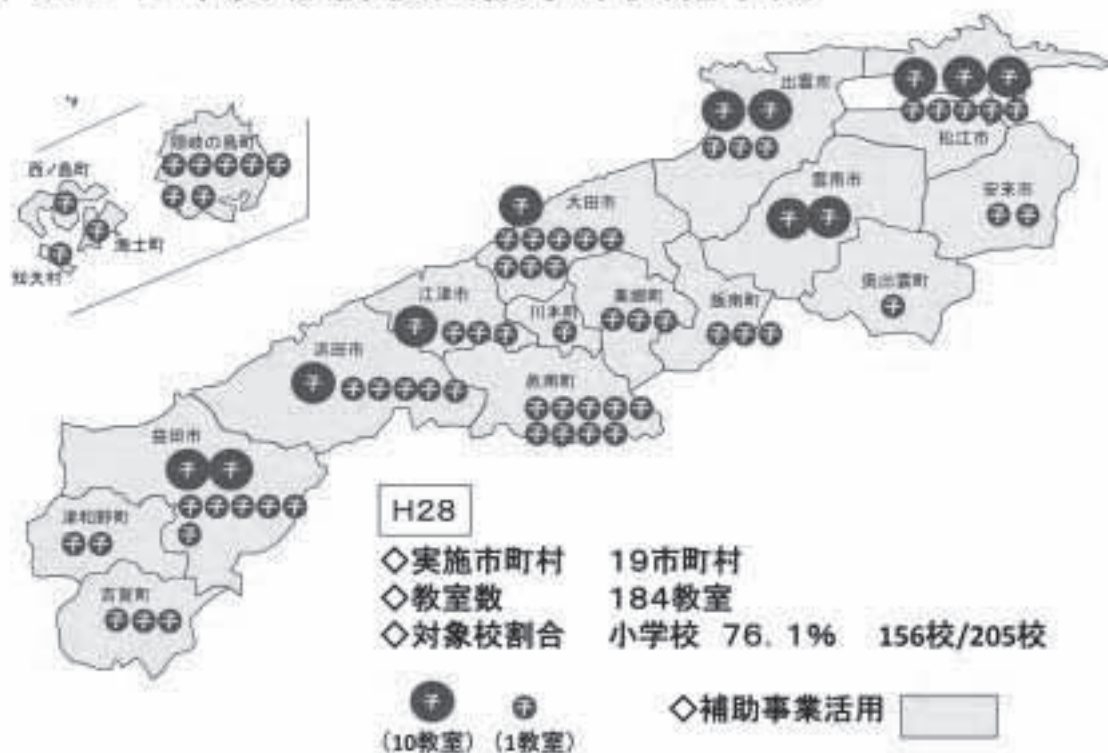
参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など
地域全体で活動に参画・協力



平成28年度 放課後支援事業実施予定



平成28年度 放課後子ども教室・放課後児童クラブの状況について

(平成28年3月 現在)

市町村名	放課後子ども教室(A)		放課後児童クラブ(B)		小学校区数
	開設教室数 (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数	
松江市	35	35	57	32	35
安来市	2	8	13	13	17
出雲市	23	22	44	32	38
雲南市	20	15	9	8	15
奥出雲町	1	1	9	9	10
飯南町	3	3	0	0	4
浜田市	15	12	17	15	16
大田市	18	10	9	6	16
江津市	13	7	7	7	7
川本町	1	1	0	0	1
美郷町	3	2	3	2	2
邑南町	9	8	8	8	8
益田市	26	16	14	10	16
津和野町	2	2	3	3	4
吉賀町	3	3	7	5	5
海士町	1	2	1	1	2
西ノ島町	1	1	1	1	1
知夫村	1	1	0	0	1
隠岐の島町	7	7	6	7	7
県計	184	156	208	159	205
校区対比		76.1%		77.6%	

※放課後子ども教室数関連数値は平成28年度仮申請書から転記。

※放課後児童クラブ関連数値は厚労省放課後健全育成事業実施状況調査(平成27年5月1日現在)による。

家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

土曜日の教育支援

ふるさと教育

地域未来塾に係る教育支援

楽しく語り合う

悩みの共有

気づき

親としての成長

不安の解消

大人同士がつながる



子育てについて語り合う

親（保護者）や子どもにかかわるすべての人を対象に、親としての役割や子どもとのかかわり方について気づきを促す。

「親学プログラム」

- ・親としての心構え
- ・親子のコミュニケーション
- ・生活リズム
- ・しつけとルール
- ・安全と健康
- ・遊びと体験
- ・個性と夢

親学プログラム



「親学プログラム2」

- ・様々なつながりをつくる
- ・親の社会的役割を考える
- ・いじめや児童虐待防止について考える

保育所

保護者会

幼稚園

保護者会

小学校

就学時検診

中学校

PTA

公民館

図書館

職場

子育て支援センター

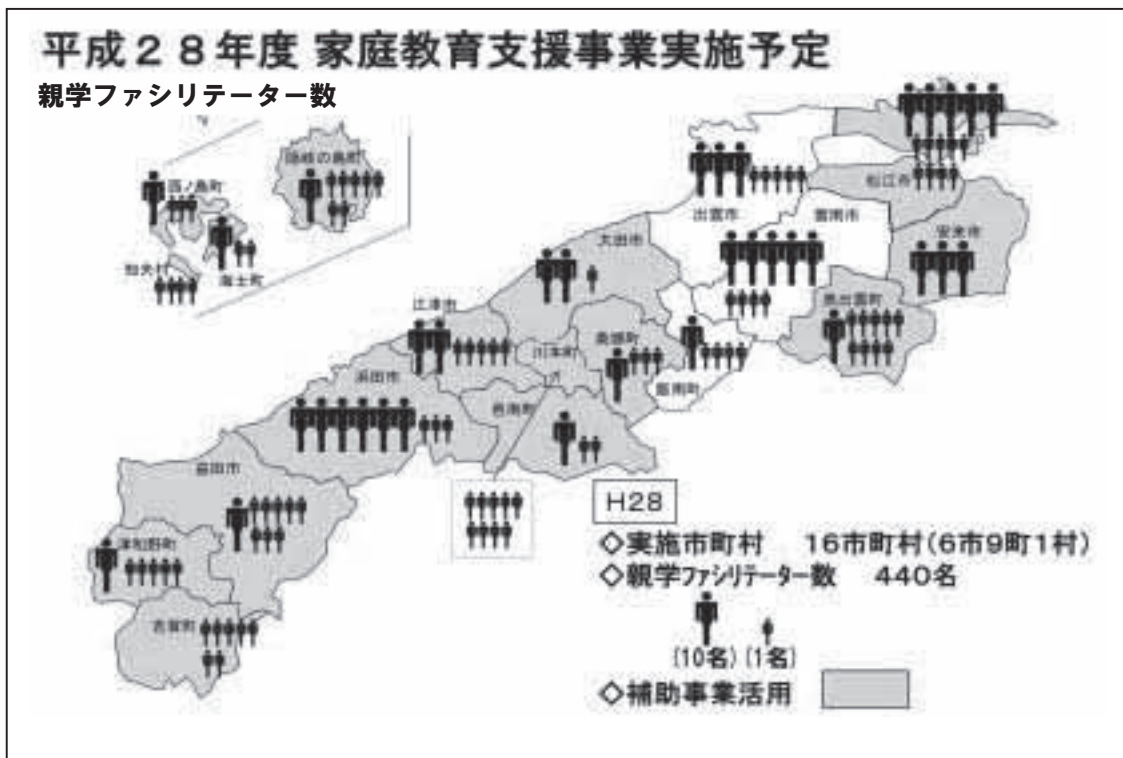
乳幼児健診



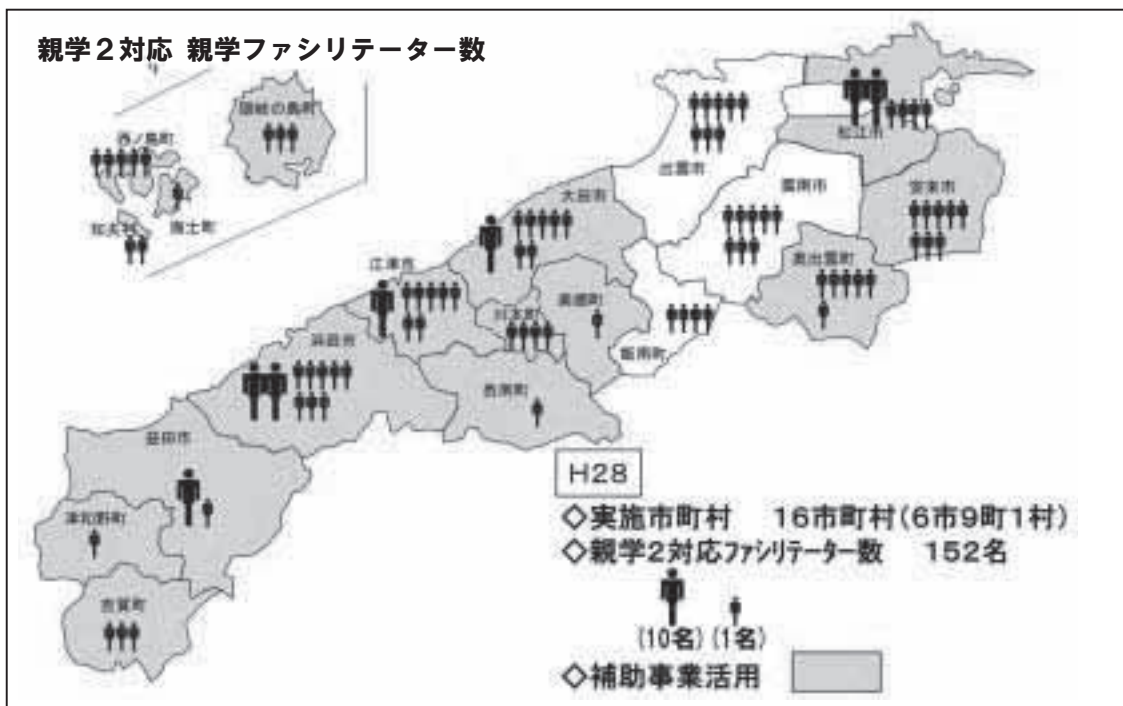
親学ファシリテーター（親学プログラム・親学プログラム2の進行役）

平成28年度 家庭教育支援事業実施予定

親学ファシリテーター数



親学2対応 親学ファシリテーター数



家庭教育支援事業(親学プログラム・親学ファシリテーターの活用)別実施状況

	親学プログラムを活用した研修会数〔回〕					研修参加者数(延べ)〔人〕				
	H22～24	H25	H26	H27	計	H22～24	H25	H26	H27	計
計	385	189	170	235	979	11,257	4,652	4,890	6,266	27,065

H22～24 県による親学ファシリテーター養成開始

H22～24 県による親学ファシリテーターの派遣

H25～市町村が実施主体となり、ファシリテーター養成、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用し

H26～「親学プログラム2」の試行実施、親学プログラム2に対応できるファシリテーターの養成

H27 「親学プログラム2」実施版完成

企業等と連携した「職場で親学！！」モデル事業

社会教育課

1 事業の目的

企業等と連携して社員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、親の役割や子どもへの関わり方等についての気づきを促すことにより、学校やPTA活動、公民館等で行われる家庭教育に関する学習活動に参加しにくい「働く親向けの学びの機会」を提供する。

2 現状と課題

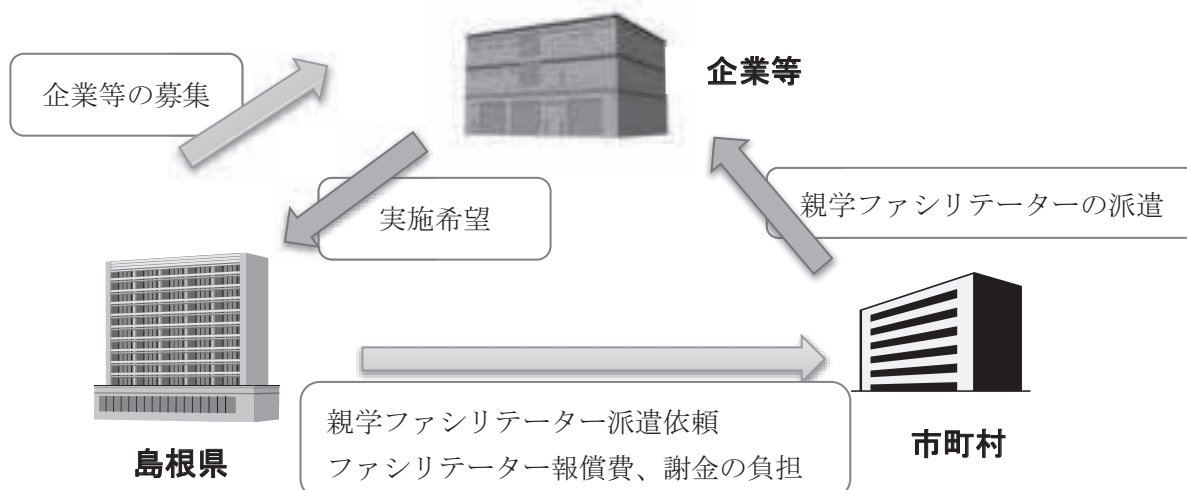
- ・家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や倫理観などを身に付けたり、心身の健康の保持を図ったりする上で重要な役割を担っているが、家庭の教育力の低下に伴い、そうした役割も学校に対して過度に期待する傾向が見られる。
- ・県教育委員会では、H22から「しまね学習支援プログラム」（通称：親学プログラム）を普及・開発し、併せてそれを普及する講師として「親学ファシリテーター」も養成するなど、こうした状況の改善に取り組んできた。しかし、学校や地域で行われる家庭教育に関わる学習活動は、休暇を取って参加しなければならず、参加しにくい状況にあることに加え、「気づきを促したい親」が参加しないという課題がある。
※島根県は、親世代（25～44歳）の女性の就労率が高い（全国1位）
- ・父親の家庭教育への参加を促す必要がある。（イクメン）
- ・学校や地域で行われる研修会等では、保護者同士、住民との関わりもあり、本音で話ができないこともある。

3 事業内容



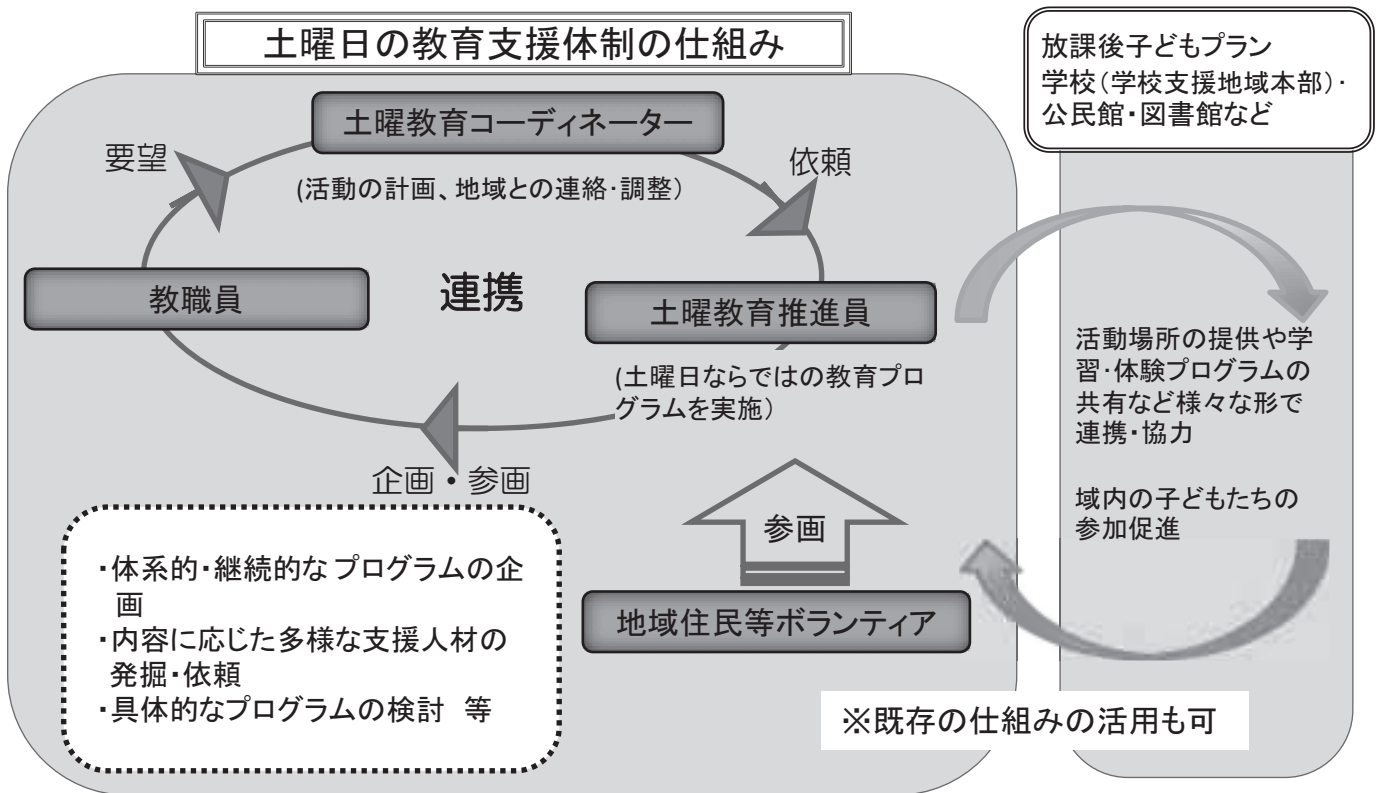
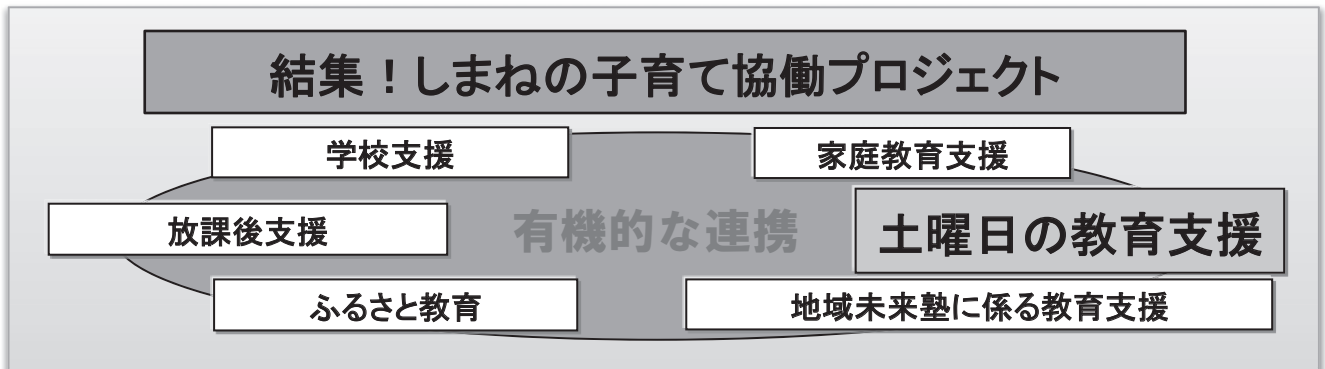
- 企業等に対して「親学プログラム」「親学プログラム2」を活用した学習活動の場の提供を依頼する。（商工会議所、商工会との連携）
- 実施を希望する企業等に「親学ファシリテーター」を派遣し、従業員に対する学習機会の提供を図る。（市町村教育委員会との連携）
- 企業等で実施した学習活動の事例を広く県内へ周知し、取組の拡大を図る。
 - ・HPへの掲載
 - ・リーフレット（事例紹介・実施事業所の紹介）の作成

<イメージ図>



土曜日の教育支援

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、体系的・継続的なプログラムの実施や地域と連携した土曜日の教育支援体制の構築を図る。



【土曜日ならではのプログラムの実践 教育活動例】

社会人と語る キャリア教育

- ・様々な職種・経験をもつ社会人から学ぶ。
- ・仕事を模擬体験し、将来の自分を考える。

芸術家による 「本物」の文化体験

- ・プロの芸術家による作品制作や鑑賞方法を指導
- ・地域のイベントや学校行事等とタイアップした作品展示の場のセット

在外経験者や 外国人による英語学習

- ・“今日から使える”楽しい英会話
- ・“目指せ英検3級”

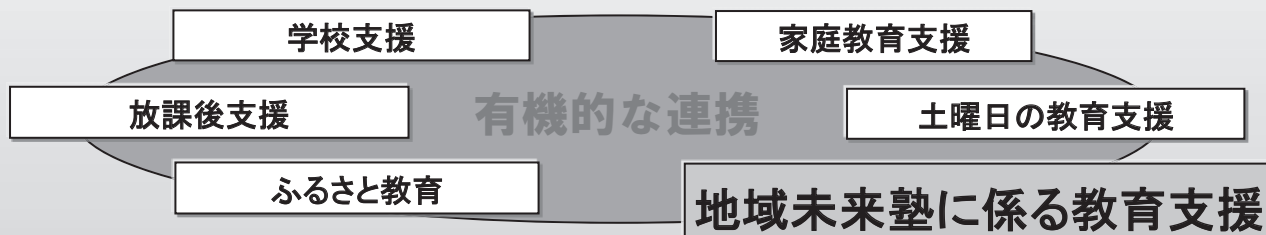
学習機会の拡充を図る 「学力向上ゼミ」

- ・エンジニアによる“使える算数・数学講座”
- ・科学実験教室

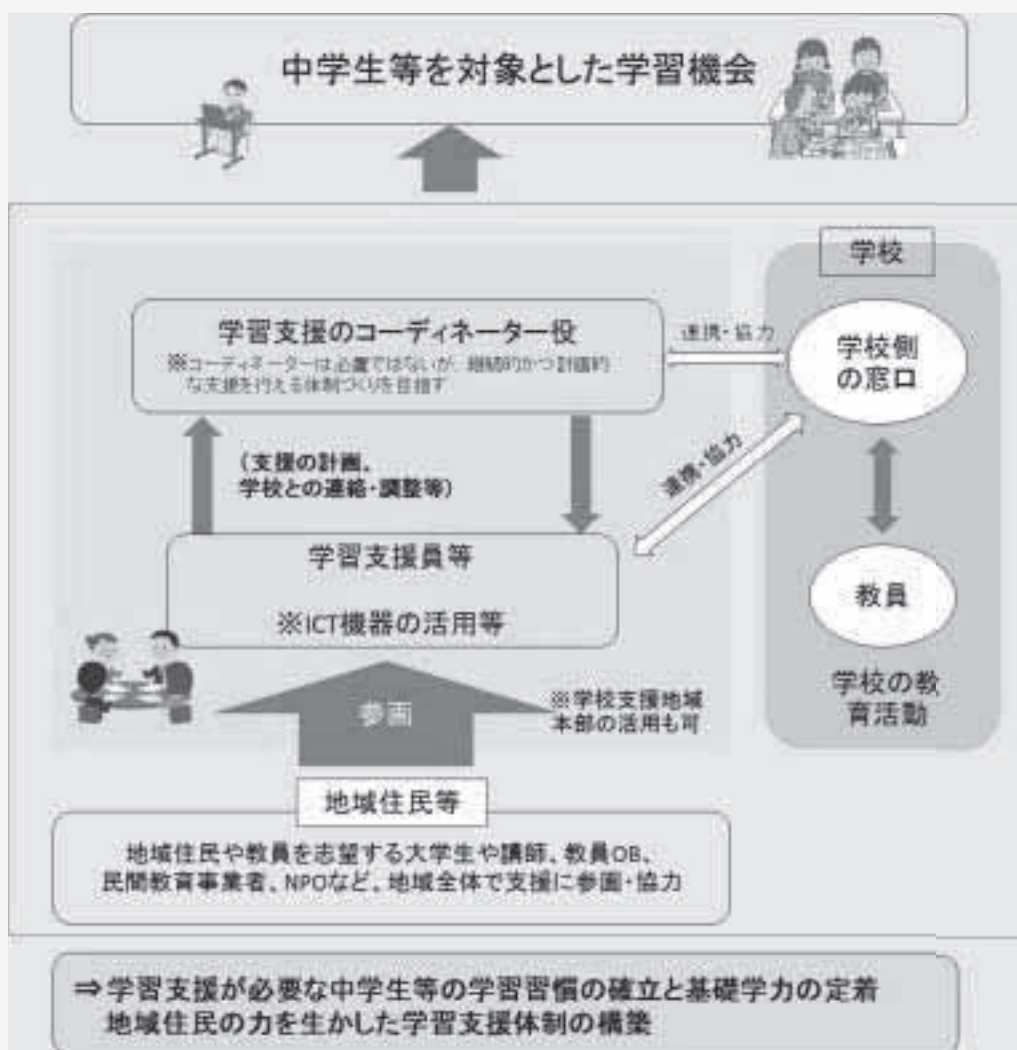
地域未来塾に係る学習支援

学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力やICTの活用等により学習支援を行うことだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



地域未来塾に係る学習支援の仕組み



公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業（新規）

公民館活動 = 地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

○市町村が地域の教育資源を活用し、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館機能の強化、公民館活動の充実を図るための支援を行う。

※地方創生推進経費

1 公民館ふるさと教育推進事業 [拡充] (H28~30)

- ◇ 中学校区単位の公民館等が連携して地域住民を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさとに愛着と誇りをもち、次世代に伝え、守っていこうとする人材を育成する。
 - 地域住民（子ども・大人）を対象としたふるさと講座等を実施
 - 1地区（中学校区）当たり助成金を200千円程度とする。
 - 200千円×82中学校区（H28:28中学校区、H29:27中学校区、H30:27中学校区）
（H26年度に実施した11中学校区、H27年度に実施した5中学校区を除いたもの）

2 地域課題解決型公民館支援事業 [新規] (H28~31)

- ◇ 地域課題を明確にし、その解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型公民館を選定し、その成果発表の場を設け、そのプロセス・ノウハウ等を県内に波及させる。また、本事業で育成した人材が地域活動に向けて動き出し、実践活動が継続できるように地域振興部局等の事業への移行を図る。
 - 5テーマ：若者の地域参画、生活課題の解決、防災を通じた絆づくり、子育て支援、その他の課題
 - 第1期 1テーマ6館×5テーマ×@600千円 新規（最長2年間の選定）
 - 第2・3期 1テーマ4館×5テーマ×@600千円 新規（最長2年間の選定）
1テーマ2館×5テーマ×@600千円 継続※H31年度は、第3期のモデル公民館のうち10館程度を継続して指定
※1年ごとに審査を行い、地域振興部局等の事業に移行するもの、継続するものに分ける。
 - 30館中20館程度は、2年目以降については地域振興部局等の事業を活用した取組に移行
 - 成果発表会 H28~31 ○ 事業報告書作成 H28~31 ○ 手引書作成 H31

3 ふるさと体験活動モデル調査研究事業 [新規] (H28~30)

- ◇ 子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとへの愛着や貢献意識を高めるために、公民館等が地域住民の協力を得て行う民泊、通学合宿等の宿泊を伴う体験活動に対する支援を行う。また、体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を生かした体験活動の普及啓発を図る。
 - 3泊4日以上長期宿泊体験活動 上限@200千円×5箇所程度
 - 3泊未満の宿泊を伴う体験活動 上限@100千円×5箇所程度
 - プログラム開発調査研究 @200千円×2箇所
 - フォーラム開催 H28~30 ○ 事例冊子作成 H30

- ◇ 公民館機能の強化 公民館活動の充実
- ◇ モデル公民館のノウハウ・スキルを全県へ波及（地域における取組の活性化）
- ◇ 公民館を核とした人づくりにつながる学習活動、学びの成果を生かした実践活動の充実

公民館ふるさと教育推進事業（拡充）

【現状】

- 学校のふるさと教育に関わっていない公民館等は、全体の53.4%（300館中160館）
 - 大人を対象としたふるさと教育を実施している公民館等は、全体の36.5%（323館中118館）
- 【H26公民館実態調査より】

【課題】

- 学校で学んだことを更に深めたり、学んだことを活かして実践したりすることで、子供の地域への愛着や誇り、地域貢献への意欲を高める必要がある。
- 地域の大人がふるさとの魅力や価値について再認識し、次世代につなげるとともに担い手を育成する必要がある。

【趣 旨】

中学校区単位の公民館等が連携して地域住民（子供・大人）を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさくに愛着と誇りをもち、次世代に伝え、守っていこうとする人材を育成する。

【事業内容】

- (1) 中学校区で育てたい子供像を共有して、公民館ふるさと教育を実施
 - 学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業を実施する。
 - 子供たちに伝えたい地域のよさや体験させたいこと、考えてもらいたい地域課題などを検討し、それらをテーマ・題材した事業を実施したり、学校に提案したりする。
- (2) 大人が地域のよさを学んだり体験したりするふるさと教育を実施
 - ふるさとの現状や歴史に改めて向き合うことで、その魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を提供する。
 - ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動を実施する。

中学校区単位



A公民館



B公民館



C公民館



D公民館

地 域 住 民

育てたい子供像を共有した事業の実施

- 学校で学んだことを実践できる場を設定
(例) 発表会の開催、ボランティア体験の実施 など
- 学校の学びをさらに深める場の設定
(例) ふるさと学習会、ふるさと探訪、講演会 など
- 子供たちに伝えたいテーマ・題材の事業実施
(例) 史跡探訪、郷土料理教室、子供サミットなど

大人が地域のよさを学んだり体験したりする事業の実施

- ふるさとの魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を設定
(例) ふるさとの自然・歴史などを学ぶ講座、ふるさとの名所・旧跡探訪、ふるさと検定 など
- ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動の実施
(例) ふるさとガイド養成、ふるさとフォーラム、伝統文化の復活・継承、名所・旧跡の保護活動、ふるさとPRマップの作成 など

ふるさとを愛し、誇りをもち子供
ふるさくに誇りをもち、次世代に伝え、守っていく大人

H28年度：28地区（中学校区）

地域課題解決型公民館支援事業(新規)

【現状】

- ・実証!「地域力」醸成プログラムのモデル公民館として128館を選定(平成19~25年度)
- ・公民館の講座・教室開設数は、全国2位(1館あたり年間102件の講座・教室を開催)

【成果】

・「地域住民同士のつながりができた」「住民による地域活動団体・組織ができた」等の住民や地域の変容

【課題】

- ・地域課題解決や地域づくりを担う人づくりを進める公民館等事業は少ない
- 全公民館等事業のうち
- 現代的課題を扱ったもの 11.3%
- 市民意識の醸成に関わるもの 12.0%

「地域を担うひとづくり」⇒地域を担うひとづくりの拠点である公民館において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動を支援

島根県総合戦略

「住民主体の取組の推進」⇒公民館における学び合い・ひとづくりの取組を通じて、地域の課題解決に向けた機運を醸成

地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるために、地域の拠点である公民館等の「学び」や「つながり」をつくる公民館活動の充実や公民館機能の強化を図るための支援を行う

事業概要

公民館の「学び」「つながり」をつくる取組を通じて、地域課題解決を図ろうとする人づくりを推進

【趣旨】

地域課題を明確にし、その解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型公民館を選定し、事業実施を支援すると共に、成果発表の場を設け、そのプロセス・ノウハウ等を県内に普及させる。また、本事業で育成した人材が地域活動に向けて動き出し、実践活動が継続できるように地域振興部局等の事業への移行を図る。

【事業内容】

○ 「地域課題解決型公民館」の募集…30館程度(5テーマ×6館程度)

- ・テーマ ①若者の地域参画 ②生活課題の解決 ③防災を通じた絆づくり ④子育て支援 ⑤その他の課題
- ・公民館等は、5つのテーマから取り組みたい課題を選択して応募
- ・事業実施にあたっては多様な主体(住民、関係機関、民間団体、企業等)との連携・協働の仕組みを構築

○ 申請にあたっての市町村・公民館等の役割

■ 公民館等を所管する市町村

取組姿勢を提示

- ・市町村における公民館等の位置づけ
- ・公民館等が本事業に参加することの必要性
- ・市町村の公民館等への支援体制
- ・本事業と市町村の公民館等振興策との連動 等

■ 公民館等

本事業に向けて始動するまでの動きの明確化

- ・なぜ本事業をするのか ・誰が言い出したのか ・それを誰に相談し企画・計画づくりに向かったのか 等

人づくりを進めるプロセスや手法の明確化

- ・誰が、誰に、いつ、どのように、どうやって働きかけるのか等

○ 審査・選定

- ・公民館等が応募した企画・提案を審査するため、島根県公民館連絡協議会に設置する「地域課題解決型公民館選定委員会」により審査

○ 選定期間・事業費の助成

- ・地域課題解決型公民館としての選定は、原則、単年度
- ・1館当たり600千円程度の事業費を当該年度に助成
- ・成果発表会において取組内容を審査し、事業費の助成を継続するものと助成を終了するものに分ける。

○ 手引書の作成

- ・公民館等の取組を分析し課題ごとに人づくりのプロセスを類型化し、公民館等での人づくりのテキストとしても活用

○ 事業の移行・発展

- ・学んだ成果を地域づくりに生かし住民・団体等が地域活動を行うことができるように、市町村職員(教育委員会、地域振興部局)、県職員(しまね暮らし推進課、中山間地域研究センター)が公民館活動をサポート

- 公民館機能の強化 公民館活動の充実
- 地域課題解決型公民館のノウハウ・スキルを全県へ波及(地域における取組の活性化)
- 公民館等を核とした人づくりにつながる学習活動、学びの成果を活かした実践活動の充実

ふるさと体験活動モデル調査研究事業（新規）

■現 状

【子ども】

- いじめ、ひきこもり、体力の低下、不登校等の問題
- 人間関係形成能力、コミュニケーション能力、規範意識等の低下

【地 域】

- 希薄な人間関係と大人の体験不足
- 地域住民によるふるさとへの理解が不十分

■課 題

【子ども】

- 直接体験の提供（体を動かす体験、自然体験、生活体験）
- 豊かな人間関係づくり（家族・地域住民と関わる機会の充実）

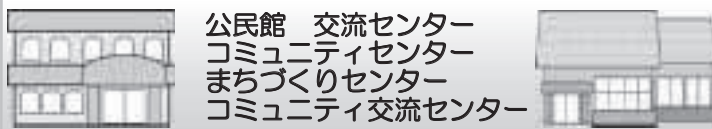
【地 域】

- 青少年教育に対する地域住民の積極的な協力
- 地域住民同士の間人間関係づくりと豊かな体験

ふるさと体験活動で子どもが変わる！地域が変わる！

ふるさと体験活動モデル事業

子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとの愛着や貢献意識を高めるために公民館等が地域住民の協力を得て行う長期の宿泊を伴う体験活動に対する支援を行う。



◆人づくり・地域づくりの拠点である公民館等において地域の豊かな教育資源を生かした宿泊を伴う「ふるさと体験活動」をモデル実施

◆モデル公民館の選定

- 3泊4日以上長期宿泊体験活動
上限@200千円×5箇所程度
- 3泊未満の宿泊を伴う体験活動
上限@100千円×5箇所程度

※地域にある諸団体との連携や組織作りなど地域住民を巻き込むための工夫を取り入れる。

ふるさと体験活動調査研究事業

体験プログラムの開発や支援、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を生かした体験活動の普及啓発を図る。

青少年の家 (サン・レイク) 少年自然の家

◆地域における宿泊を伴う体験活動の実施を支援・調査研究・普及啓発

- 県内の実態調査
- 「ふるさと体験活動」の支援
- 体験プログラムの開発
- モデル実施の成果の検証等
- 普及啓発（フォーラム開催・事例集の作成、配布）

体験活動の例と期待する成果

◇地域の自然に親しむ体験を十分に取り入れる

◇地域住民との交流を中心としたプログラム

◇地域の生活・文化を取り入れた体験

◇農林水産業に関する体験や従事する人々との交流

地域住民や様々な団体の参画・支援

キャンプ

通学合宿

民泊

子ども

- 地域への関心・愛着の高まり
- コミュニケーション力の向上
- 自己有用感の高まり
- 達成感・満足感

地域

地域住民のふるさと理解

地域住民のつながりの深まり

若者による地域参画の増加

地域で子どもを育てる意識の醸成

地域住民の自己有用感の高まり

モデル実施した体験活動を普及啓発活動を通じて全県へ波及

実証！「地域力」醸成プログラム

公民館活動 = 地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

- 地域において、多世代が協働して地域課題を解決することによって持続可能な地域づくりにつながる活動を支援する
- 若者の地域活動への参画を促す

多世代がつながる地域づくりモデル事業 H27～29

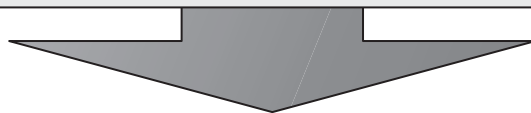
◇ 地域課題を地域住民の協働によって解決し、持続可能な地域づくりにつなげるため、多世代が共に活動する事業をモデル公民館において実施する。

- 公民館等が多世代のつながりや学びの場を意図的に設定し、多世代が協働することで地域を担う次世代の養成や世代間の交流を促し、地域課題解決に向けた「地域力」醸成につながる公民館事業に対して助成する。
 - ・モデル公民館を県内5館程度選定
 - ・モデル公民館には180千円程度を助成
 - ・事業内容：多世代間の交流、協働をすすめる活動。地域課題が明確で、その解決に向けた活動。
 - ・成果発表、報告書等で成果を広く周知

若者の地域参画促進事業 H26～28

◇ 若者の地域活動への関心を高め、地域活動への参画を促すため、公民館において若者を対象とした地域活動につながる学習活動及び学習成果を生かした地域活動を実施する。

- 大学生が公民館活動・地域活動等の実態調査をし、地域の若者を巻き込んだ公民館事業を企画・提案する
 - ・モデル公民館の選定〔県内1カ所程度〕
 - ・モデル公民館において若者との協働による事業を企画・実施
 - ・上限200千円の事業費を1カ年助成
 - ・モデル公民館の取組や成果を広く情報発信
- 若者の地域参画へ向けた公民館等の取組やそれに向けた協議等を振り返り、若者が地域活動に参画するための課題やその解決に向けたポイントをまとめる。



- ◇モデル公民館のノウハウ・スキルを全県へ波及（地域における取組の活性化）
- ◇公民館を核とした若者・成人を対象とする学習活動、実践活動の充実

社会教育主事派遣制度の概要

子どもたちを取り巻く課題

- 学校教育をめぐる課題
- 家庭教育をめぐる課題
- 放課後等をめぐる課題

地域社会を取り巻く課題

- 人口減少による地域存続にかかわる課題
- 絆づくり、連帯意識にかかわる課題

島根を愛し世界を志す
心豊かな人づくり

第2期しまね教育ビジョン2.1

社会教育の展開

- (1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の推進
- (2) 社会教育の振興

県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

【職務】

- ◆学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
 - 子どもの教育に関わる人々のネットワーク化への支援
 - 子どもの教育を支援する地域の組織・体制整備
 - 県社会教育行政の重点施策の推進（結集！しまねの子育て協働プロジェクト等）
- ◆島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
 - ふるさとへの愛着と誇りを高めるための生涯学習・社会教育事業の推進
 - 中学校区における学校支援体制の整備とネットワーク化
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
- ◆地域づくりを担う人づくりの推進
 - 地域を守り、創っていく人づくりをめざす社会教育関係者・公民館活動への支援
 - 市町村担当者との協働による社会教育事業の企画・実施・評価
 - 社会教育行政と他部局、他機関等との協働を進めるコーディネート

【派遣者数と派遣先】（平成28年度）

- ◆派遣者数 22名
- ◆派遣先市町村数 6市9町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の充実
 - 地域をあげて子どもの教育に関わろうとする気運の醸成
 - 子どもの教育に関わる地域の人々や団体、諸機関のネットワーク化
 - 人々のつながりづくりと地域の教育力の向上 など
- ◆ふるさとへの愛着と誇り、理解の高まり
 - 地域住民のふるさとへの理解と次世代育成の促進
 - 子どもたちのふるさとへの愛着や誇りの醸成と地域貢献に対する意欲の喚起
 - 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育の充実 など
- ◆地域を守り、創っていく人づくりの推進
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の充実
 - 持続可能な地域づくりに参加・参画する住民の増加
 - 住民による地域づくりを支援する行政や民間との連携体制の構築 など

社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	←	→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2) ←										→ 派遣社会教育主事 (市1/2、町村1/4)								市町村名	
			1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016		
		H10		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
松江	松江市	松江市		1	1	1	1	1	1														松江市
		鹿島町	1	1	1	1	1	1															
		島根町	0.5																				
		美保関町	1	1	1																		
		八雲村	1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3			
		玉湯町	1	1	1	1	1	1															
		宍道町	0.5	1	1	1																	
	八束町	1	1	1	1	1	1																
	東出雲町	東出雲町	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	安来市	安来市																				安来市	
広瀬町													1	1	1	1	1	1	1	1			
伯太町																							
出雲	出雲市	出雲市																				出雲市	
		平田市	1																				
		佐田町	1	1	1	1	1	1	3	2	2												
		多伎町	1	1	1	1	1	1															
		湖陵町	1																				
	大社町	1	1	1	1	1	1																
	斐川町	斐川町																					
	雲南市	大東町	1																			雲南市	
		加茂町	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		木次町				1	1	1															
三刀屋町			1	1	1																		
奥出雲町	吉田村	1	1	1	1	1	1														奥出雲町		
	掛合町	1	1	1	1	1	1																
	仁多町																						
飯南町	横田町	1												1	1	1	1	1	1	1	飯南町		
	頓原町																						
赤来町	1	1	1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1			
浜田	大田市	大田市				1	1	1	1													大田市	
		温泉津町		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		仁摩町																					
	浜田市	浜田市	0.5	1	1	1	1	1	1													浜田市	
		金城町	0.5				1	1	1														
		旭町	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2		
		弥栄村		1	1	1	1	1	1														
	江津市	三隅町	0.5	1	1	1																江津市	
		江津市	0.5	1	1	1	1	1	1														
	川本町	桜江町	1								1	1	1									川本町	
		川本町	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1	1	1	1		
		邑智町	1	1	1	1	1	1	1								1	1	1	1	1		
	美郷町	大和村	1																			美郷町	
羽須美村		0.5	1	1	1	1	1	1															
瑞穂町		0.5																					
邑南町	石見町				1	1	1	1													邑南町		
	益田市		1	1	1	1	1	1															
	美都町							1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2				
	匹見町		1	1	1																		
津和野町	津和野町		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	津和野町		
	日原町	0.5					1	1															
	柿木村									1	1												
吉賀町	六日市町	0.5					1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	吉賀町		
	海士町	1	1	1	1	1	1	1					2	2	2	2	2	2	2	2			
隠岐	西ノ島町	0.5													1	1	1	1	1	西ノ島町			
	知夫村	0.5	1	1											1	1	1	1	1				
	隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	隠岐の島町	
派遣者数	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22	22	23	22	22				
市	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
町村	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10	10	10	10	10				
		35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16	16	16	16	16			

親子と地域をつなぐ PTCA 活動活性化事業

1 事業概要

地域、学校、家庭が連携して、持続可能な地域づくりのために多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を推進する。そのために、親世代が中心となって構成されるPTA等の地域団体に事業委託を行い、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。

※PTCAとは、PTCAは英語のParent（親）、Teacher（先生）、Community（地域）、Association（会）の頭文字をとったもの

2 現状と課題

- 青年層、親世代が地域活動への参画ができていない状況がある。
- 地域活動を担っているリーダーや人材の高齢化してきており、人材の育成が急務である。
- 親世代が抱える課題、子どもの体験不足等を学校と連携して解決する必要がある。
- 住民が主体となった地域課題解決の取組をさらに進める必要がある。
- 児童・生徒・PTA会員数の減少に伴い活動費用が減り、これまでの活動を維持することが難しく、活動が停滞している単位PTAがある。

3 委託事業

家庭、地域を取り巻く課題は、地域によって様々であり、家庭教育の第一義的責任を負う親が主体となって活動することで、多様な世代を巻き込みながら、課題解決に向けた取組を行うことを推進する。この取組により、親世代の学びと多世代の交流が生まれ、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成し、地域の教育力の向上を図る。

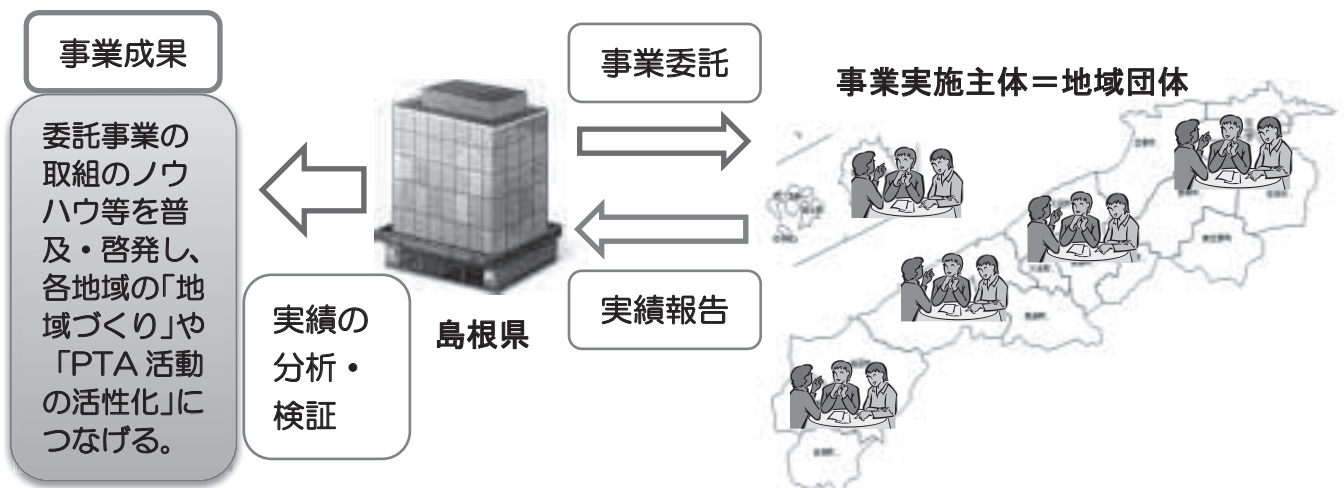
県内5団体に事業委託 1団体180千円×5団体=900千円

【委託内容】

- PTA等の団体が中心となって、地域、学校、家庭、団体との連携を図り、多世代が交流できる活動
- 親世代が、自ら地域のよさを見つけたり、地域に誇りをもったりできる活動
- 親世代が、地域とのつながりを深め、地域活動に参画していくきっかけとなる活動

4 委託事業成果

- 多世代の交流が生まれ、地域の絆を深め、地域を担う次世代の育成を推進
- 地域、家庭が抱える課題を地域全体で解決して行こうとする気運を醸成
- 新たな枠組みのPTCA活動により、従来のPTA活動の活性化

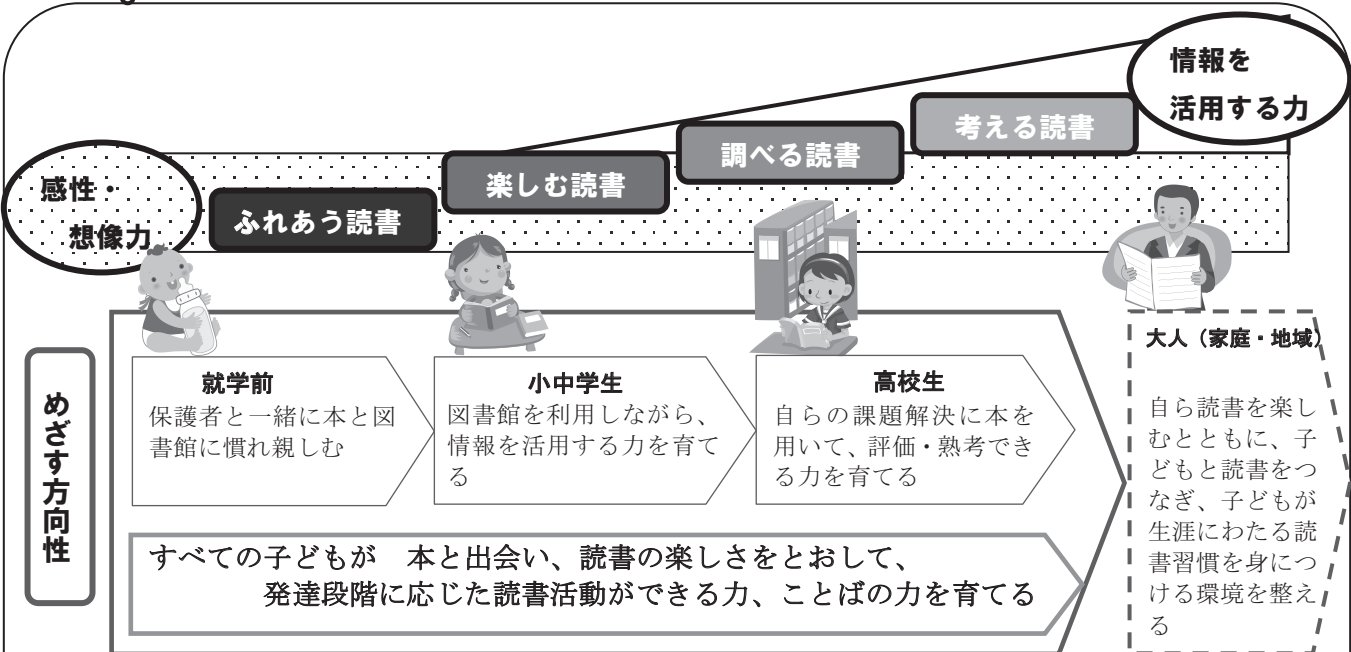


子ども読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの
(子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)

豊かな心
←→
確かな学力

本に親しみ本から学び より豊かに生きる力を育てる



基本目標

- | | | |
|---|---|---|
| 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る | 子どもの読書を支える人を育てる | あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭における子どもの読書活動の推進 2. 地域における子どもの読書活動の推進 3. 学校等における子どもの読書活動の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 図書館への人材配置の推進 2. 人材育成・研修 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一人一人の読書を支える環境の整備 2. ネットワークの構築 3. 啓発・広報 |

平成28年度 しまねのふるまい推進プロジェクトに関わる取組

◇しまねのふるまい推進プロジェクトのねらい

ふるまいの定着

- ・子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着
- ・家庭教育及び子育ての支援の充実

親学プログラムの普及・定着

各市町村におけるふるまいの定着や家庭教育支援において、親学プログラムや親学ファシリテーターの活用が図られるための支援を行う。

<事業内容>

- ① 親学プログラム市町村支援
 - ・市町村が行う親学プログラムの普及・定着のための経費支援
 - ・市町村への指導・助言
- ② 親学プログラムの広報・啓発
 - ・親学プログラム活用事例の周知・活用案の提案等
 - ・現行プログラムの改良や活用拡大の検討

公民館ふるまい推進事業

地域住民のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるために、公民館等で行うふるまいに関する取組を推進していきます。

<事業内容>

- ① 保護者を対象とした、ふるまいの向上・定着を図る活動
- ② 子どもと若い親世代が、より多くの人と関わりながら、ふるまいの向上・定着を図る活動
- ③ 家庭や地域におけるふるまいの向上・定着を図る活動

※ 1公民館あたり助成金を4万円程度とする。【33公民館程度】
本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能とする。

<事業例>

- ・ 研修、講座やワークショップ
- ・ 通学合宿などの体験活動
- ・ 学校や団体等と連携した事業 など

※いずれもふるまいをテーマにするか、活動の中にふるまいを意識した内容を盛り込んで実施する。

ふるさとティーチャー派遣事業

1. 経緯

○平成 12 年度 全国高等学校総合文化祭島根大会（平成 19 年度開催）に向けた文化部の活性化及び部門の立ち上げを目的に事業創設

○平成 23 年 11 月県議会 議員提出「島根県文化芸術振興条例」が可決

・文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いがあり、活力に満ちあふれた魅力的な地域社会の実現に寄与することが目的

・県は、県民の文化芸術活動の充実、継承及び発展を図るため、島根の将来の文化芸術活動を担う人材の育成及び確保その他の必要な施策を講ずるよう努める

○平成 24 年度 「ふるさとティーチャー派遣事業」として予算拡充

2. 事業概要

専門的な指導者がいない市町村立中学校・高校、県立学校の文化部活動に、地域の社会人指導者（ふるさとティーチャー）を派遣

◎派遣経費

（謝金のみ県負担）

【1部活動あたりの上限額】

最大 36 時間×3,000 円以内/時間 = 108,000 円

事業の効果

◇文化部活動の活性化、活動水準の維持・向上を図る

◇郷土芸能・伝統文化関連部の存続と若い世代への技能継承を図る

◇教員が少ない中山間・小規模校においても文化部活動の選択肢を保障

3. 平成 28 年度予算額

10,110 千円

・派遣経費 10,044 千円（=93 部×36 時間×3,000 円/時間）

・研修会旅費 66 千円



4. これまでの事業実績

年度	中学校			県立学校			計			予算額 (派遣経費)
	学校数	部活動数	派遣人数	学校数	部活動数	派遣人数	学校数	部活動数	派遣人数	
H24	21 校	22 部	22 人	32 校	54 部	57 人	53 校	76 部	79 人	7,128 千円
H25	23 校	24 部	24 人	34 校	65 部	68 人	57 校	89 部	92 人	8,208 千円
H26	24 校	25 部	25 人	34 校	71 部	75 人	58 校	96 部	100 人	8,208 千円
H27	23 校	24 部	24 人	37 校	74 部	91 人	60 校	98 部	115 人	10,044 千円

※派遣人数は延べ人数

地域と中学校の文化部活動支援事業

「中学生の文化祭～アートフェスティバル」の開催
H14年度～H24年度 全11回開催

【目的】

- ・発表の機会の少ない文化部活動の発表の場の提供
- ・学校、家庭、地域の理解と関心の高揚

地域との連携協力を
図ることで、地域で
の関心を高める

当初の目的を
生かした
改善

中学生の企画による
地域に即した、発表の
場・回数拡大

地域と中学校の文化部活動支援事業

【趣 旨】 中学校文化部活動の活性化を図るため、活動発表の場を提供し、地域における理解と関心を高揚させる

中学生自らが文化部活動で培っている力を地域で生かすことにより、地域住民の理解の促進と、中学生自身の自尊感情の醸成、ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む

【対 象】 中学校文化部

【内 容】 中学生の企画・運営等により、地域において以下の活動を実施する場合の活動費を支援。1校あたり上限50千円

<地域貢献活動>

福祉施設への訪問活動、地域活動への参画、地域の課題解決へ向けた取り組みなど

<異世代間交流活動>

保育所・幼稚園等への指導・交流、公民館サークルと連携した活動交流など

【予 算】 平成28年度予算額 750千円 (= 上限50千円×15校)

【実 績】 平成25年度 10校
平成26年度 18校
平成27年度 16校

〔活動事例〕

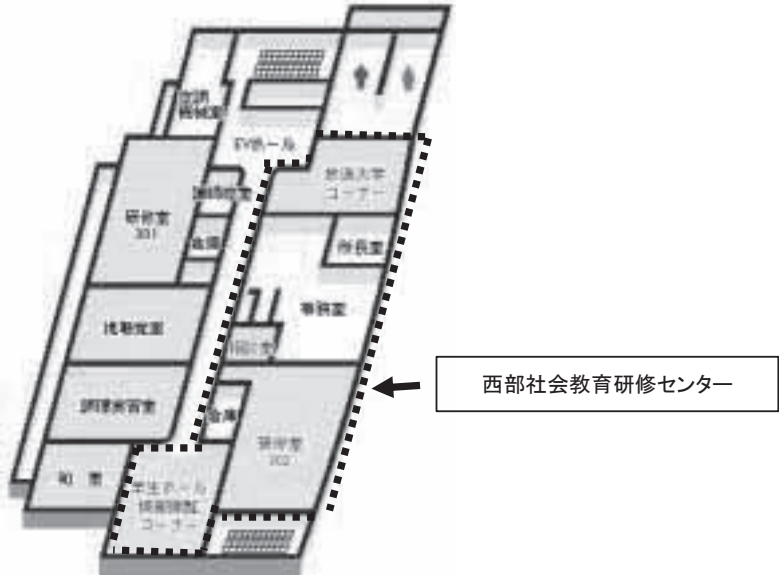
- 美術部：トンネルペイントと環境美化運動
- 吹奏楽部：訪問演奏、地域住民の楽器体験
- 美術・創作部：地元のまつりへのコーナー出店
- 総合文化部：箏による小学生との交流 など

Ⅲ 県立社会教育施設の概要

1-(1). 東部社会教育研修センター

施設所在地	出雲市小境町1991-2 (県立青少年の家「サン・レイク」 2階)			
連絡先等	TEL	0853-67-9060	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と家庭・地域の連携推進。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・東部社会教育研修センター事務室 視聴覚センター (サン・レイク2階平面図)</p> <p>2F</p> <p>(事務室)</p>			
業務内容	<p>① 人材養成研修 「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]を養成する研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>対象者別研修 <input type="checkbox"/>全体研修 <input type="checkbox"/>社会教育主事講習[B] <p>② 社会教育にかかわる調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>「親学プログラム」の普及 <input type="checkbox"/>「親学プログラム」の活用状況把握 <input type="checkbox"/>市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 <input type="checkbox"/>公民館等の現状・実態調査 <input type="checkbox"/>新プログラム開発の検討 <p>③ 社会教育の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 <input type="checkbox"/>ホームページの活用 <p>④ 学習相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>学習相談に応じ、学習情報を提供 <input type="checkbox"/>教材・図書の貸出・閲覧 <input type="checkbox"/>視聴覚センターでの教材貸出・閲覧 <p>⑤ 市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施</p>			
施設整備費	青少年の家 参照			
運営形態	青少年の家 参照			

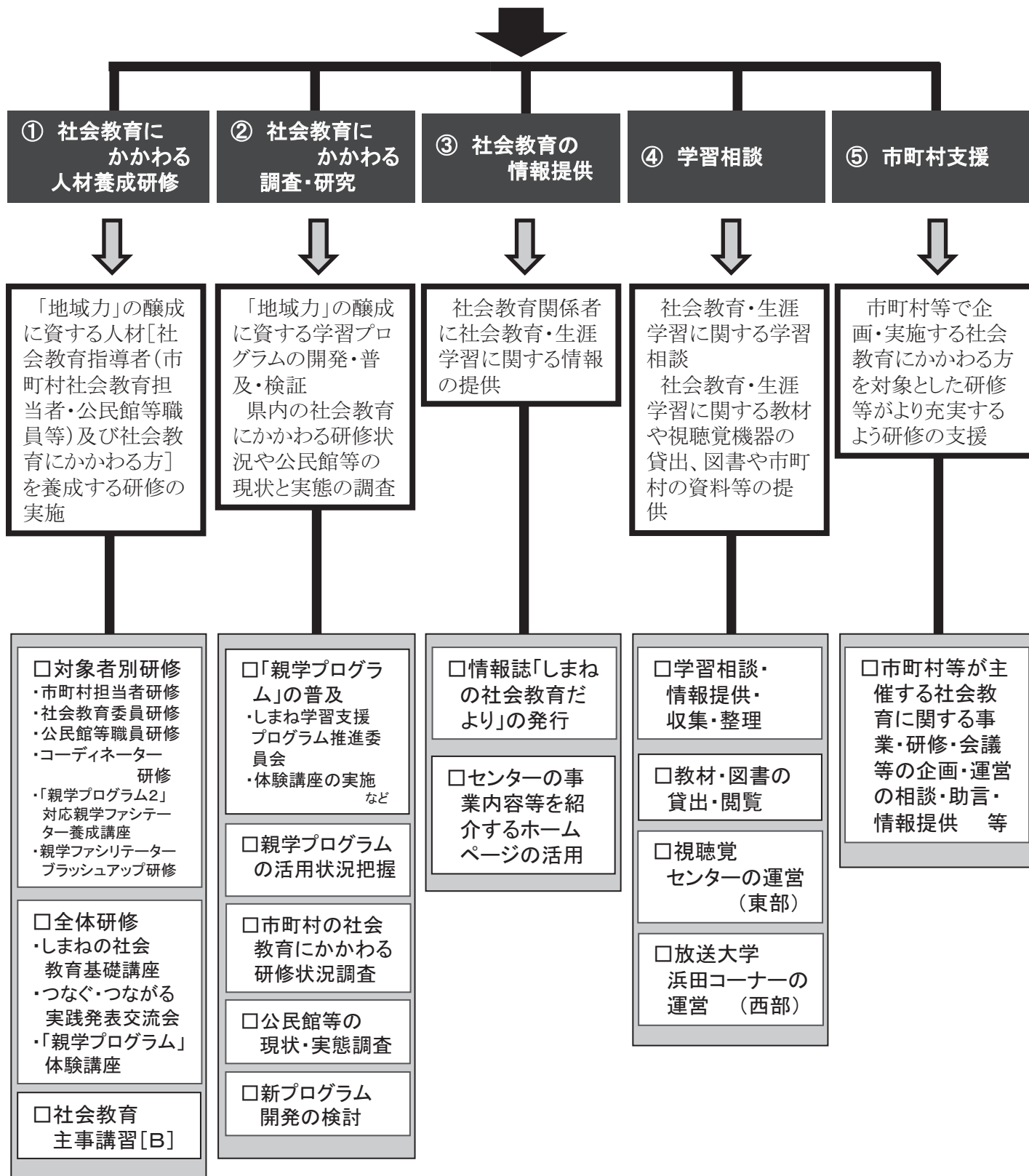
1-(2). 西部社会教育研修センター

施設所在地	浜田市野原町1826-1(西部総合福祉センター「いわみーる」3階の一部)			
連絡先等	TEL	0855-24-9344	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のために研修を実施。</p> <p>②生涯学習・社会教育に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③県民への学習機会の提供</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・西部社会教育研修センター 事務室 研修室 学習相談室 情報閲覧コーナー 放送大学コーナー (いわみーる3階平面図)</p> 			
業務内容	<p>① 人材養成研修 「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]を養成する研修を実施 <input type="checkbox"/>対象者別研修 <input type="checkbox"/>全体研修 <input type="checkbox"/>社会教育主事講習[B]</p> <p>② 社会教育にかかわる調査・研究 <input type="checkbox"/>「親学プログラム」の普及 <input type="checkbox"/>「親学プログラム」の活用状況把握 <input type="checkbox"/>市町村の社会教育にかかわる研修状況調査 <input type="checkbox"/>公民館等の現状・実態調査 <input type="checkbox"/>新プログラム開発の検討</p> <p>③ 社会教育の情報提供 <input type="checkbox"/>情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 <input type="checkbox"/>ホームページの活用</p> <p>④ 学習相談 <input type="checkbox"/>学習相談に応じ、学習情報を提供 <input type="checkbox"/>教材・図書の貸出・閲覧 <input type="checkbox"/>放送大学の教材視聴・貸出</p> <p>⑤ 市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施</p>			
施設整備費	西部総合福祉センター(いわみーる)に計上			
運営形態	<p>～H16: 県直営 H17～: 県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

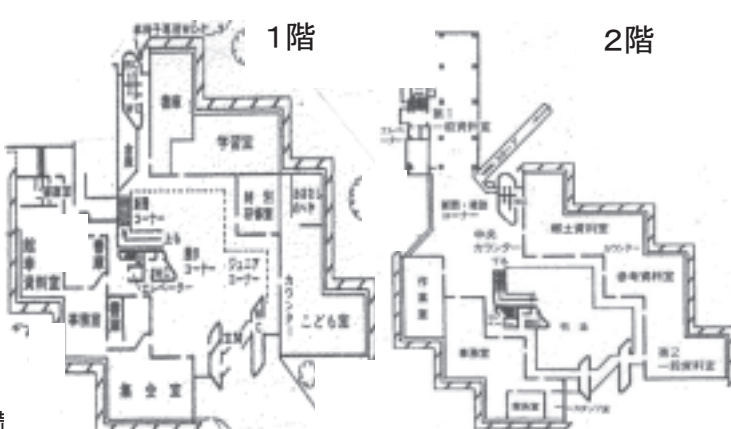
平成28年度 県立東部・西部社会教育研修センターの事業概要

生涯学習の理念が実現される社会に向けて、「地域力」の醸成に資する人材「社会教育指導者・担当者(市町村社会教育担当者、公民館職員等)及び社会教育にかかわる方」の養成に重点を置き、計画的な研修を実施する。

研修センター機能：「地域力」の醸成に資する人材の養成



2. 図書館

施設所在地	本館：松江市内中原町52 西部読書普及センター：浜田市長沢町1550-1			
連絡先等	TEL	0852-22-5725	FAX	0852-22-5728
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.library.pref.shimane.lg.jp/
設置年度	昭和25年			
施設の設置目的	<p>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを重要な使命としており、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>島根県立図書館は、県行政の一翼を担う社会教育機関として、県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」を基本理念とし、だれでも、どこでも受けることができる図書館サービスの実現を目指す。</p> <p>設置根拠：社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例</p>			
施設概要	<p>鉄筋地上2階地下2階建</p> <p>・1階 こども室・学習室・集会室 事務室・書庫・特別研修室他 2,192.28㎡</p> <p>・2階 一般資料室・中央カウンター 郷土資料室・参考資料室 館長室・事務室他 1,752.36㎡</p> <p>・地下書庫：1,453.60㎡</p> <p>・駐車場：69台</p> <p>・駐輪場：68.40㎡</p> <p>・蔵書数：826,911冊 (H26年度末現在、西部読書普及センター分を含む)</p> 			
業務内容	<p>①地域の図書館を支援する県立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村図書館等への運営支援 ・図書館ネットワークの活用 ・図書館職員の資質向上のための支援 <p>②子どもの読書活動を支援する県立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動の普及・啓発 ・学校等への支援 ・子ども読書センター機能の充実 ・市町村「子ども読書活動推進計画」策定への支援 <p>③郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集 ・保存・郷土資料の提供 ・郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 <p>④県民の課題解決を支援する県立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスの提供 ・ビジネスパーソン、高齢者、障がい者などに対するサービスの提供 ・県民一人ひとりの課題に応じた学習機会の提供 <p>⑤情報の拠点となる図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な資料・情報の整備 ・情報活用環境の整備 ・ニーズや時代に即した情報発信の充実 			
施設整備費	2. 0億円(S43竣工)、3. 5億円(S58増築)、2. 6億円(H13改修)、0. 32億円(H25耐震補強等)			
運営形態	県直営			

1 事業実績(平成27年度)

(1)館内サービス(28年2月末現在の見込み数)

ア 開館日数・入館者数

年間開館日数	286日	*年度
年間入館者数	251,120人	
一日平均入館者数	878人	

イ 登録・貸出状況

・登録者数

個人	来館	42,740人
	郵送	65人
団体		124団体

・貸出冊数・人数

区分		貸出冊数	貸出延人数(件数)
	来館	261,400	73,460
	郵送	120	50
団体		11,830	2,900
計		273,350	76,410
一日平均		956	267

インターネット利用貸出冊数	
	1日平均
12,000	42

ウ 調査相談(レファレンス)

・受付件数 10,990件

エ 予約(リクエスト、リザーブ、購入希望)

・受付冊数 17,550冊

オ 各種講座受講者数(28年2月末現在)

「出雲国風土記」を 読む会(毎月)	しまね文学 散歩(毎月)	古文書を読む会 -基礎講座-(毎月)	古文書を読む会 -古文書に歴史をみる-(毎月)	成人読書会 (毎月)
472人	176人	480人	510人	119人
子どもおたのしみ会 (毎月)	親子で絵本を 読む会(隔週)	絵本を読む会(毎月)	こどものつどい	合計
204人	290人	51人	69人 (七夕会41人、 クリスマス会28人)	2,371人

(2)館外サービス(28年2月末現在)

貸出種別 (分類)	団体利用		一括貸出	合計冊数	構成比
	団体貸出	読書会			
総記	159	0	206	365	0.5%
哲学	38	11	223	272	0.4%
歴史	101	14	309	424	0.6%
社会科学	176	90	548	814	1.1%
自然科学	304	40	482	826	1.2%
工学	444	10	1,112	1,576	2.2%
産業	130	0	382	512	0.7%
芸術	277	33	567	877	1.2%
語学	49	0	186	235	0.3%
文学	1,031	1,871	8,419	11,321	15.9%
子ども	34,034	2,966	16,873	53,873	75.9%
合計	36,743	5,035	29,307	71,095	100.0%

2 蔵書冊数

(1) 館内サービス用

区分分類	平成26年度							平成25年度末 蔵書冊数
	受 高 (冊)				払高(冊)	年度末冊数	構成比 %	
	購 入	寄 贈	その他*4	計				
総 記	209	93	9	311	813	28,448	4.4%	28,950
哲 学	344	52	71	467	14	25,907	4.0%	25,454
歴 史	620	372	164	1,156	761	56,711	8.8%	56,316
社会科学	1,081	497	23	1,601	36	85,221	13.2%	83,656
自然科学	502	63	247	812	6	33,218	5.1%	32,412
工 学	455	153	293	901	4	30,766	4.8%	29,869
産 業	409	126	50	585	9	24,405	3.8%	23,829
芸 術	568	237	40	845	108	34,144	5.3%	33,407
語 学	173	19	0	192	0	12,721	2.0%	12,529
文 学	1,074	212	496	1,782	496	88,648	13.7%	87,362
参 考*1	524	125	0	649	0	20,840	3.2%	20,191
郷 土	517	2,430	125	3,072	329	98,615	15.3%	95,872
その他*2	678	93	3	774	2	39,662	6.1%	38,890
子 ども*3	2,319	102	25	2,446	68	66,645	10.3%	64,267
合 計	9,473	4,574	1,546	15,593	2,646	645,951	100.0%	633,004

*1分類の参考は平成元年度より別区分。

*2分類のその他は、岩波文庫、ジュニア図書、一般の文芸カセット・CD・ビデオを含む。

*3分類の子どもには、平成26年度に整理したバリアフリー図書1,164冊含む。

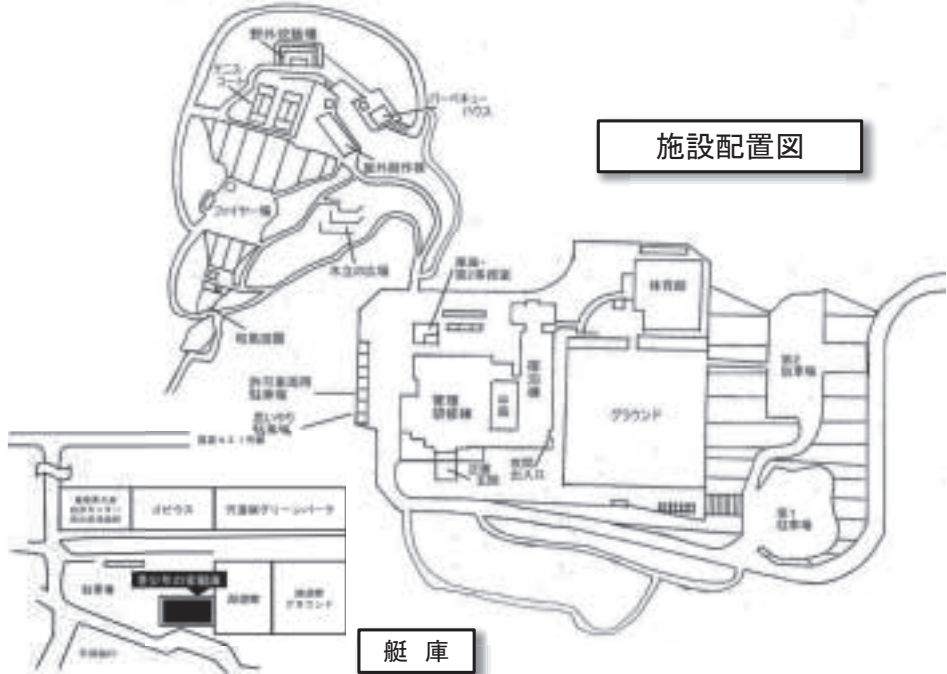
*4受高のその他は、生産・編入・移籍等を表す。

(2) 館外サービス用

区分分類	平成26年度				平成25年度末 蔵書冊数
	受高(冊)	払高(冊)	年度末冊数	構成比 %	
総 記	40 (15)	55 (0)	1,505 (825)	1.4%	1,520 (810)
哲 学	17 (9)	120 (0)	635 (244)	0.5%	738 (235)
歴 史	42 (21)	209 (0)	1,270 (560)	1.2%	1,437 (539)
社会科学	52 (22)	114 (0)	3,139 (1,473)	2.7%	3,201 (1,451)
自然科学	57 (22)	96 (0)	1,973 (842)	1.7%	2,012 (820)
工 学	94 (37)	306 (0)	2,951 (1,481)	2.5%	3,163 (1,444)
産 業	56 (30)	50 (0)	1,259 (519)	1.2%	1,253 (489)
芸 術	66 (43)	45 (0)	2,202 (845)	1.9%	2,181 (802)
語 学	17 (4)	0 (0)	578 (161)	0.6%	561 (157)
文 学	499 (393)	671 (0)	18,384 (10,487)	16.1%	18,556 (10,094)
子 ども	3,429 (1,572)	609 (0)	57,332 (33,499)	50.1%	54,512 (31,927)
成人グループ用	136 (45)	2 (0)	8,489 (3,465)	7.4%	8,355 (3,420)
子どもグループ用	147 (85)	0 (0)	13,322 (5,220)	11.6%	13,175 (5,135)
学校支援用(中学校)	0 (0)	0 (0)	1,208 (604)	1.1%	1,208 (604)
学校支援用(小学校)	0 (0)	0 (0)	3,972 (2,689)	—	3,972 (2,689)
学校図書館活用教育図書	0 (0)	0 (0)	42,886 (1,958)	—	42,886 (1,958)
しまね子育て絵本	0 (0)	0 (0)	19,855 (0)	—	19,855 (0)
合 計	4,652 (2,298)	2,277 (0)	180,960 (64,872)	100.0%	178,585 (62,574)

()内は西部読書普及センター分

3. 青少年の家

施設所在地	出雲市小境町1991-2			
連絡先等	TEL	0853-69-1316	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度			
施設の設置目的	<p>青少年を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設概要	<p>鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等 敷地面積72,940㎡ 総延面積9,239.015㎡ 宿泊定員209名</p> 			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ①小・中学校の宿泊体験活動 <ul style="list-style-type: none"> ・湖面活動(サバニ・カッター等)や創作活動、野外活動、野外炊飯等の体験学習プログラム ②主催事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前から中学生まで年代別の宿泊体験活動を通して子どもの自立を支援する事業 ・親子のふれあい・親のあり方を学ぶことを支援する事業 ・青少年活動、地域活動等の支援者養成講座 ③ふるさと体験活動モデル事業への支援と調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、体験活動の普及啓発を推進 ④多様な団体・個人による研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所のお泊り保育、幼・小・中・高・特別支援学校の宿泊体験活動 ・部活動の合宿、家族のふれあい活動、スポーツ少年団活動 ・その他青少年育成団体の研修等 ⑤企業や地域活動団体などの研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修、公民館活動、子ども会活動等での利用 ⑥近隣施設と連携した研修の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・宍道湖公園湖遊館、ゴビウス、グリーンパーク、一畑薬師、古代出雲歴史博物館等 			
施設整備費	30億円			
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用			

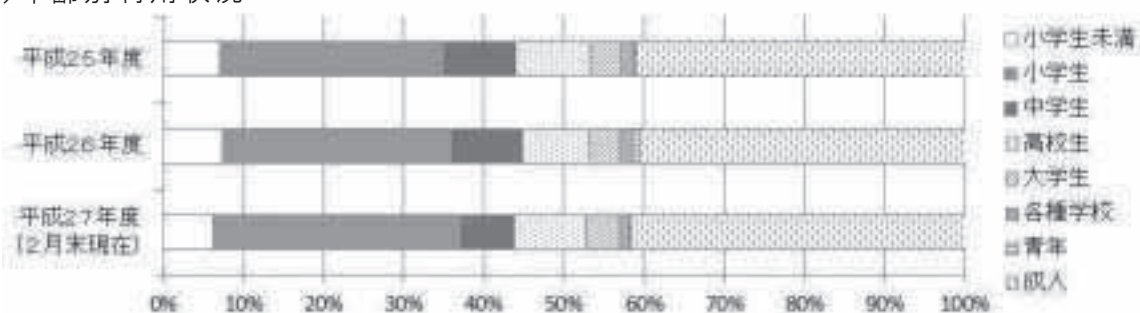
1. 利用実態

(1) 団体別利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	7,325	231	7,642	209	8,441	231
社会生活	2,488	81	1,828	77	1,747	69
企業	1,774	64	1,903	69	1,866	68
学校	10,022	257	10,415	268	9,728	243
(内小・中・高)	6,495	150	6,940	168	6,816	159
(内保育所幼稚園)	1,635	57	1,712	53	1,112	39
個人	2,515	392	1,538	365	1,614	366
視察・その他	356	116	308	115	309	99
主催事業	2,913	20	3,477	24	4,757	23
計(利用実数)	27,406	1,162	27,111	1,127	28,462	1,099
研修者数	46,839		45,996		46,192	

* 研修者数：宿泊研修者数 { 宿泊実数 × (泊数 + 1) } + 日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成27年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 60,088 人 (複数カウント)

湖面活動 (サバニ、カッター、カヌー)	4,661	バーベキュー	1,703
オリエンテーリング	1,931	調理活動	1,389
登山、ハイキング	1,143	ぐるぐるパン	1,513
キャンプファイヤー	1,300	野外炊飯	1,040
坐禅	1,147	レザークラフト	2,438
音楽活動	4,023	講義、講演、自主研修	31,754

* 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント
(注)上記の利用人数は平成27年2月末現在

(2) 連携施設

・施設利用者のニーズに広く対応するため、周辺施設とのネットワーク化を推進し、バスでの送迎や他施設利用者割引制度など便宜を図り、研修プログラムの充実を図っている。

【一畑薬師、ホシザキグリーン財団(ゴビウス、グリーンパーク)、宍道湖公園湖遊館、秋鹿なぎさ公園、フォーゲルパーク、古代出雲歴史博物館、一畑電車】

3. 特色のある主催事業 (平成27年度)

(1) 幼児・小学生・中学生対象の体験活動

事業名	事業のねらい	主な内容	期日等
にんにんチャレンジ (年長～小2)	親元を離れて共同での生活体験、自然体験を通して、困難に立ち向かい、最後までやり遂げる力を育成するとともに、基本的な生活習慣の形成を図る。	一畑薬師登山・仲間づくり・体力づくり・宿泊室づくり等	① 1/16-17 ② 1/23-24 ③ 1/30-31
キッズチャレンジ (小2～4)		仲間づくり・湖面活動・いかだづくり・川下り・登山等	① 7/4-5 ② 8/22 ④ 9/12-13 ④ 11/7 ⑤ 12/5-6
サマーチャレンジ (小5～中3)		山越えハイク・野外炊飯・テント泊等	8/6-12

(2) 家族対象事業

にこにこファミリー	家族や家族同士が触れ合うプログラムを体験する中で、交流を深めるとともに、家庭の教育力向上に資する。	親学・ファミリーレクリエーション・仲間づくり・OL・調理活動・しめ縄づくり・モーニングフライト等	① 6/20-21 ② 12/19-20
-----------	---	--	-------------------------

4. 長期集団宿泊体験活動 モデルプログラム

企画のポイント

- ・ねらいを明確にした宿泊体験活動を企画する
- ・ゆとりあるプログラムにより、失敗を生かし、達成感を味わうことができるようにする
- ・基本的な生活習慣の定着と仲間づくりに重点を置いたプログラムとする

ねらい

○自然体験や社会生活体験を通して、

- ①「自分のことは自分でする」
- ②「最後まであきらめない」
- ③「友達と協力して取り組む」 態度を養う。

プログラム例1

※日程の中の番号は「ねらい」の番号と対応しています。

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
1 日目				OR	荷物整理	仲間づくり③	昼食①	食材買い出し②③	火起こし・野外炊飯③						ふりかえり・学習会	入浴洗濯①	就寝	
2 日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	湖面活動：サバニ体験(松江1日コース)②③						入浴	夕食①	自由	ふりかえり・学習会	洗濯①	就寝		
3 日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	グループワーク登山②③			フリータイム(班活動)③		夕食①	キャンプファイヤー③		入浴洗濯①	ふりかえり・学習会	就寝			
4 日目	起床	退所点検	朝食①	自然のクラフト①③			昼食①	ふりかえり	退所式									

仲間づくり：仲間づくりを体験的に学び、その後の活動に活かす。

買い出し：野外炊飯のメニューや材料をグループで話し合い、実際にマーケットで買い物体験をする。

火起こし：まいぎり式で役割分担しながら実際に火が起きることを体験する。野外炊飯に活用する。

入浴・洗濯：時間だけ設定し、洗濯を「する、しない」はグループの相談で決定する。

グループワーク登山：グループで相談しながら計画を立て登山をする。途中で、自然物を集めたり、課題解決を行ったりする。

湖面活動：難しさや厳しさを乗り越え、仲間と息を合わせて17km離れた宍道湖艇を漕ぎ進める体験をする。

自然のクラフト：自然物を使って、思い出の作品を制作する。

ふりかえり：今日の生活で問題になったこと、嬉しかったことなどをグループで振り返り、明日からの活動に活かす。

プログラム例2

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
1 日目				OR	荷物整理	買い物計画③	昼食①	食材買い出し②③	火起こし・野外炊飯③						ふりかえり・学習会	入浴洗濯①	就寝	
2 日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	仲間づくり③	ロープワーク	昼食①	やぐら作り③	野外炊飯②③			自由	フリータイムの計画	入浴洗濯①	就寝			
3 日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	湖面活動：サバニ体験②③		昼食①	フリータイム(班で計画し活動)③		やぐら撤収③	夕食①	自由	キャンプファイヤー③	入浴洗濯①	就寝			
4 日目	起床	退所点検③	朝食①	オリエンテーリング(前半3日間の振り返りによるグループワーク)②③			昼食①	ふりかえり	退所式									

やぐら作り：森の中で、丸太や板、ロープを使って仲間と力を合わせたり、声を掛け合ったりしてやぐらを組み立てる体験。

オリエンテーリング：3日間の班の成長をグループワークにより確認した後、活動を実施する。

4. 少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610			
連絡先等	TEL	0855-52-0716	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	ホームページURL	http://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度			
施設の設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置している。</p> <p>小・中・高等学校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置している。</p>			
施設概要	<p>敷地面積133,280㎡ 総延床面積5,991.68㎡ 宿泊定員181名</p>			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ①小学校宿泊体験研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム立案支援をはじめ、各校の目標達成に向けた研修支援 ②主催事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・家族を対象とした交流・体験活動(チャレンジサマー、森と海のつどい、どんぐりの谷開放デー) ・子どもの自立と生きる力を育む事業(ジュニアキャンプ、子ども探検隊、かわいい子には旅をさせよう!、ボランティア養成講座) ③ふるさと体験活動モデル事業への支援と調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、体験活動の普及啓発を推進 ④多様な団体・個人による研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会、スポ少、部活動、通学合宿、勉強合宿、高齢者サロン ・職場研修、講演会、講習会、大学ゼミの学習会、民間や行政の主催事業 ・保育園や幼稚園のお泊まり保育や遠足、親子活動 ⑤近隣施設と連携した研修の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・アケアス環境学習、B&Gカヌー体験、宮内窯石見焼き体験 			
施設整備費	<p>初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)、耐震強化工事 0.95億円(H25)、浴室濾過装置設置工事 0.28億円(H25)</p>			
運営形態	平成17年度から県直営(管理補助業務を外部委託)			

1. 利用実態

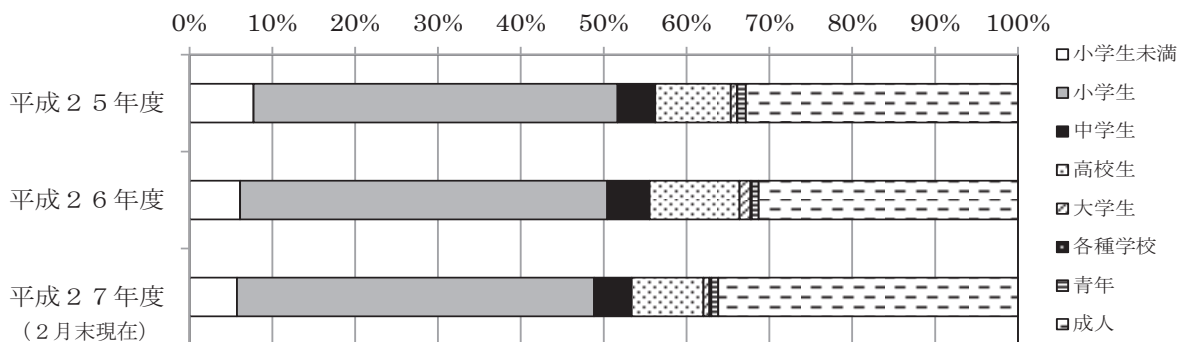
(1) 団体別利用状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	3,713	124	3,996	109	4,537	151
社会生活	574	29	304	6	251	13
企業	26	11	132	17	179	27
学校	6,987	168	7,954	223	6,927	165
(内 小・中・高)	5,985	140	6,491	164	5,641	125
(内 保育所幼稚園)	922	23	941	26	1,286	40
個人	105	25	309	34	322	47
その他	355	4	371	3	420	5
主催事業	2,104	23	1,370	20	1,321	21
計 (利用実数)	13,864	384	14,436	412	13,957	429
研修者数	25,996		27,709		26,297	

* 利用実数; 宿泊実数+日帰り実数

研修者数; 宿泊研修者数 {宿泊実数×(泊数+1)} + 日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成27年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 43,591人 (複数カウント)

冒険の森	5,595	肝試し	2,190
炊飯活動 (カレー炊飯)	3,689	キャンプファイヤー	1,825
創作活動	3,232	キャンドルの集い	1,652
火起こし	3,085	スコアOL	1,365
やぐらづくり	2,201	その他	18,757

* 複数カウント…同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(注)上記の利用人数は平成28年2月末現在

(2) モデルプログラム(対象:各市町村子ども会連合会等)

	10:00	11:00	13:00	15:00	18:00	19:00
入所 OR	GGG (人間関係づくりゲーム)	野外炊飯 (炊飯場にてカレーライス, バーベキュー)	野外活動 (冒険の森, 各種リエントリーリング)	夕食 (食堂)	肝試し	キャンプファイヤー
朝食 (食堂)	野外活動 (浅利富士登山・ネイチャーゲーム)	昼食 (食堂)	創作活動 (竹工作, 木工作)	退所		

3. 長期集団宿泊体験活動 モデルプログラム

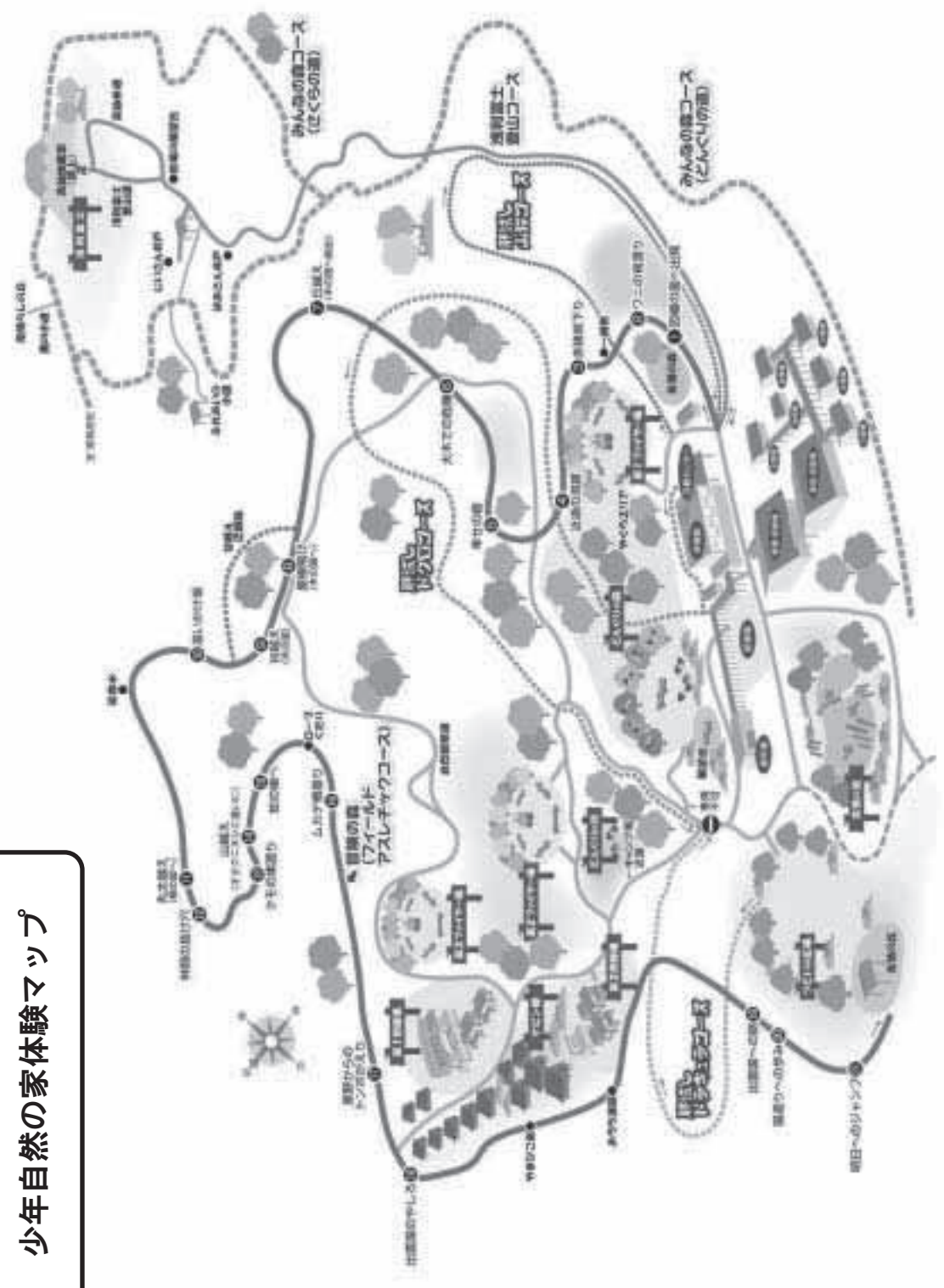
「望ましい集団づくり・人間関係づくりに効果的なプログラム(3泊4日)」

◇ プログラム構成のポイント

- ★ プログラム立案支援(社会教育主事が学校訪問)を充実し、両者で効果的なプログラムを作成することに努める。
- ★ 仲間と関わるグループワークを取り入れ、段階的・発展的にチームワークを高めることをめざす。
- ★ プログラムを通じて、仲間との関わり方や次にどう生かすかなど話し合う「振り返り」の時間を導入する。

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	朝の活動		朝食	午前の活動		入所式		昼食	午後の活動				夕食	夜の活動			
第1日目				入所		入所式	オリエンテーション	昼食	やぐらづくり				夕食	ナイトハイク (岩場の展望台とやぐら上で星空観察)	振り返り		
				人間関係づくり			やぐら作りレクチャー		集団づくり					自然への興味関心			
第2日目	浅利富士登山	朝食	GGG (江津グループワークゲーム:冒険の森MAPづくり他)		炊飯場で		冒険の森フィールドアスレチック				夕食	キャンプファイヤー(雨天時:キャンドルの集い)	振り返り				
	自然への興味関心・体力作り		人間関係づくり		自然への興味関心・体力作り、集団作り		スコアオリエンテーリング					ケビン泊					
第3日目	キャンプファイヤー片付け	朝食	炊飯活動		昼食		夕食				光の芸術						
	責任、自己有用感、仲間との達成感		責任、自己有用感、仲間との達成感				人間関係づくり				思いやり、協力、創意工夫						
第4日目	やぐら解体	朝食	創作活動		昼食		振り返り				退所のつどい						
	責任、自己有用感、仲間との達成感		創意工夫、自然への興味・関心		退所												

少年自然の家体験マップ



IV 資料編

1 關係法令（抜粋）

○教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○社会教育法（昭和24年6月10日 法律第207号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第六章 学校施設の利用

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。
- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

○島根県社会教育委員に関する条例（平成26年3月18日 島根県条例第27号）

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

IV 資料編

2 島根県関係

平成28年度 社会教育課 事務分掌表

平成28年4月1日

社会教育課長 生涯学習振興グループリーダー（総括） 社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー 社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）	福 間 直（内線5910） 江 角 学（内線5427） 横 田 康（内線5428） 林 和 博（内線6524）		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7 県立社会教育研修センターに関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること 11 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること（他課の所掌に属するものを除く） 12 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること			
	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生涯 学 習 振 興 グ ル ー プ	1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21（点検評価、『島根の教育』を含む）」、「総合戦略」等）に関すること 7 文書取扱主任・公印取扱主任・物品取扱主任に関すること 8 広報主任に関すること 9 少年自然の家の事務総括に関すること（兼務）	GL（総括） 江角 学 （内線5427）	企画員 坂本 直美 企画員 梶 和美
	1 島根県公民館連絡協議会予算の適正な執行に関すること 2 栄典及び各種表彰に関すること 3 島根県高等学校文化連盟に関すること 4 青少年文化活動推進事業に関すること 5 島根県青少年芸術文化表彰に関すること 6 ふるさとティーチャーの派遣・研修に関すること 7 地域と中学校の文化活動支援事業に関すること 8 芸術文化鑑賞機会の提供（文化庁事業及び文化庁以外の事業）に関すること 9 少年自然の家の予算及び執行に関すること（兼務） 10 少年自然の家の物品及び公有財産に関すること（兼務）	企画員 坂本 直美 （内線6485）	企画員 梶 和美

	分掌事務	担当者	副担当者
生涯学習 振興 グループ	1 生涯学習に関すること 2 国庫金の事務の適正な執行に関すること 3 広聴・広報に関すること 4 後援・共催に関すること 5 男女共同参画及び女性団体に関すること 6 社会教育施設に関する条例・規則の改廃に関すること 7 附属機関等の委員に関すること 8 県立青少年の家に関すること 9 各種調査照会の取りまとめに関すること 10 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること 11 職員の福利・厚生に関すること 12 公務災害に関すること 13 エコリーダーに関すること 14 その他庶務一般に関すること 15 少年自然の家の庶務に関すること（兼務）	企画員 梅 和美 (内線 6875)	主任主事 保科 岳史
	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会予算の適正な執行に関すること 3 県立社会教育施設の維持管理の調整に関すること 4 物品の出納・保管に関すること 5 公有財産に関すること 6 県立図書館に関すること 7 子ども読書活動の推進に関すること 8 「楽天いどうとしょかん」に関すること 9 行政情報化、情報公開及び個人情報保護に関すること 10 文書管理に関すること 11 災害連絡に関すること	主任主事 保科 岳史 (内線 6875)	企画員 坂本 直美
	1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 ふるさとティーチャーの派遣・研修、青少年文化活動推進事業、島根県青少年芸術文化表彰、及び地域と中学校の文化活動支援事業における学校等との連絡・調整に関すること 3 放送大学島根学習センターとの連絡・調整に関すること 4 課内業務の補助に関すること	嘱託職員 樋口 知子 (内線 6485)	企画員 坂本 直美 事務員 井上 美佳

	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
社 会 教 育 グ ル ー プ	1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 社会教育主事派遣制度に関すること（総括） 4 社会教育施設との調整に関すること 5 社会教育主事資格取得講習及び認定に関すること 6 市町村の社会教育事業の助言に関すること	社会教育主事 (兼)社会教育GL 横田 康 (内線 5428)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 大森 伸一 社会教育主事 (兼)家庭教育SL 槇野 吉人
	1 島根県社会教育委員の会に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 3 公民館を核とした持続可能な地域づくり推進事業の総括に関する こと 4 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関する こと 5 県立社会教育研修センターに関すること 6 全国及び中四国主管課長会議に関すること 7 社会教育における島根大学との連携に関すること	社会教育主事 (兼)地域教育SL 大森 伸一 (内線 5429)	社会教育主事 池田 哲也
	1 島根県公民館連絡協議会に関すること 2 地域課題解決型公民館支援事業に関すること 3 実証！地域力醸成プログラム（多世代がつながる地域づくりモ デル事業）に関すること 4 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画：公民館職員） に関すること 5 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（公民館ふるまい推進 事業）に関すること 6 高齢者教育に関すること	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5429)	社会教育主事 福本 修司
	1 PTAに関すること（連絡協議会・指導・表彰） 2 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画：大学連携）に 関すること 3 ふるさと教育に関すること（交付金、教職員研修） 4 公民館ふるさと教育推進モデル事業に関すること 5 親子と地域をつなぐPTCA活動活性化事業に関すること 6 成人教育に関すること	社会教育主事 福本 修司 (内線 6876)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 大森 伸一
	1 社会教育主事派遣制度に関すること 2 社会教育主事等の研修に関すること 3 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 4 結集！しまねの子育て協働プロジェクトの総括及び家庭教育支 援に関すること 5 企業と連携した「職場で親学！！」モデル事業に関すること 6 国立・県立青少年教育施設に関すること 7 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関すること	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 槇野 吉人 (内線 5428)	社会教育主事 水浦 千晃

		分掌事務	担当者	副担当者
社会教育グループ		1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援、放課後支援、土曜日の教育支援）に関する事 2 国庫補助事業に関する事 3 ふるさと体験活動調査研究モデル事業に関する事 4 優れた地域による学校支援活動表彰に関する事 5 優良少年団体表彰に関する事 6 青少年団体の指導及び指導者養成に関する事 7 青少年教育に関する事	社会教育主事 水浦 千晃 (内線 5428)	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 槇野 吉人
		1 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関する事	企画員 (併任 しまね暮らし推進課) 後藤 尊宜 (内線 5065) 主任主事 (併任 しまね暮らし推進課) 黒崎 裕人 (内線 5687)	
		1 移住・定住対策に資する教育魅力化に関する事	嘱託職員 教育魅力化特命官 (併任 しまね暮らし推進課) 岩本 悠 (内線 6876、5686、6165) 嘱託職員 教育魅力化支援員 (併任 しまね暮らし推進課) 宇野 由里絵 (内線 6876、5686、6165)	
		1 ふるさと教育推進事業の補助業務に関する事 2 島根県公民館連絡協議会事業の補助業務に関する事 3 国庫補助事業の補助業務に関する事 4 文書の收受・発送・保管に関する事 5 課内業務の補助に関する事	事務員 井上 美佳 (内線 5428)	社会教育主事 福本 修司 嘱託職員 樋口 知子
青少年S	1 青少年行政の連絡調整に関する事	社会教育主事 (兼) 企画幹 林 和博 (内線 6524)		

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

- 第12条** 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。
- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

- 第13条** この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。
- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された教職員（「再任用派遣社会教育主事」）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。
- 4 前2項の率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。
- 5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。
- 5 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育基本方針

島根県教育委員会

1 ふるさと教育の基本方針

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。

そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。

学校においては、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。

2 ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

3 ふるさと教育が目指すもの

(1) 地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

(2) 学校

- ・ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

4 主な取組

(1) 地域

地域の課題解決に向けた取組の充実

- 地域における体験活動の充実
- 担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実
- 学校支援体制の充実

(2) 学校

学習の深まりを意識した取組となる指導の充実

- 就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実
- 発達の段階を踏まえた教育の充実
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進

島根県社会教育委員名簿

任期:平成26年6月24日～平成28年6月23日

(平成26年8月7日 一部改選)

(平成27年4月23日 一部改選)

(平成27年7月21日 一部改選)

No.	氏名	ふりがな	性別	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	男	奥出雲	島根県市町村教育長会副会長 (奥出雲町教育長)
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	男	松江	島根大学名誉教授
3	飯庭 久美子	いしば くみこ	女	松江	島根県国公立幼稚園・子ども園長会会長 (松江市立幼保園のぎ園長)
4	門脇 裕	かどわき ゆたか	男	隠岐	公募委員
5	栗栖 真理	くりす まり	女	浜田	浜田まちの縁側代表
6	佐田尾 志おり	さだお しおり	女	江津	江津市立跡市小学校校長
7	高尾 雅裕	たかお まさひろ	男	松江	山陰中央新報社 論説委員会委員長
8	多久和 郁江	たくわ いくえ	女	出雲	島根県PTA連合会母親委員会副委員長
9	竹田 尚子	たけだ なおこ	女	松江	NPO法人おやこ劇場松江センター副理事長
10	田中 恭子	たなか ゆきこ	女	浜田	島根県立大学総合政策学部准教授
11	長岡 誠	ながおか まこと	男	松江	島根県公民館連絡協議会会長
12	藤井 伸治	ふじい しんじ	男	大田	美郷町立大和中学校校長

社会教育関係各種表彰一覧

[平成27年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	松江市立大庭小学校PTA 大田市立鳥井小学校PTA
	PTA活動振興功労者表彰	(※5年ごとに実施 平成27年度はなし)
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	浜田第一中学校区学校支援地域本部 (浜田市) 豊川地区つろうて子育て推進協議会 (益田市)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰	益田市立図書館 ちいさなろうそくの会 (邑南町)
	優良公民館表彰	松江市玉湯公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	該当なし
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	該当なし
県教育長	優良公民館表彰	浜田市立今市公民館
	公民館職員表彰	森 泰 (松江市城西公民館 館長) 竹谷 強 (松江市古志原公民館 館長) 野津久美子 (松江市島根公民館 主任) 伊藤 正清 (出雲市古志コミュニティセンター センター長) 高橋 一夫 (出雲市鱈淵コミュニティセンター センター長) 鳥田 富夫 (出雲市久多美コミュニティセンター センター長) 安部 晴美 (奥出雲町立布勢公民館 主事) 松崎由紀子 (奥出雲町立八川公民館 主事) 岡本 修治 (浜田市立雲城公民館 館長) 大崎 寿子 (浜田市立雲城公民館 主事) 岩土みどり (浜田市立今福公民館 主事) 横山さつき (浜田市立小国公民館 主事) 泉 充規 (大田市立仁摩公民館 館長) 落合 美樹 (大田市仁万まちづくりセンター 職員) 三宅 正隆 (邑南町出羽公民館 館長) 山根美登利 (邑南町口羽公民館 事務員) 長谷 薫 (益田市益田公民館 館長) 小原美智子 (益田市二川公民館 館長) 増見 博司 (益田市匹見下公民館 主事) 寺戸 達志 (吉賀町六日市公民館 館長)
	優良少年団体表彰	知夫村子ども「皆一踊り・歌舞伎」保存会 (知夫村) 平田高等学校JRC部 (出雲市)
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	若槻 郁子 (松江市八雲公民館 主任)

	公民館功労者表彰	吉川 正 (島根県公民館連絡協議会 前副会長)
	公民館永年勤続職員表彰	松尾 強 (松江市法吉公民館 公民館地域活動 コーディネーター) 山根 崇典 (松江市大庭公民館 主任) 寺津 千賀 (松江市白潟公民館 主任) 足立久美子 (出雲市遙堪コミュニティセンター マネージャー) 上田 保子 (出雲市西田コミュニティセンター マネージャー) 大森 真弓 (出雲市出東コミュニティセンター チーフマネージャー) 高橋裕美子 (大田市長久まちづくりセンター 職員)
山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	森脇 治夫 (出雲市) ※県高P連から推薦
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	山崎 壽松 (浜田市)
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	倉橋 裕子 (飯南町) 馬場 真由美 (浜田市) 松崎 恵美子 (益田市) 村上 幸子 (吉賀町) 高松 照佳 (海士町)
全国視聴覚教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	該当なし

IV 資料編

3 市町村関係

(1) 平成28年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課生涯学習交流センター係	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市市民文化部 市民活動支援課生涯学習係	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6299 e-mail: gakushu@city.izumo.shimane.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1079 e-mail: shakai-kyouiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354 e-mail: i-kyoiku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-22-5090 e-mail: manabi@city.hamada.shimane.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@iwamigin.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	TEL: 0855-52-7496(直通) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: matsuo-masaomi@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 生涯学習係	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyouiku@chibu.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成28年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

(2) 県内公共図書館一覧

平成28年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX
	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		(西部読書普及センター) 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
市 町 村	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4 松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	5 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	6 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	7 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	8 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	9 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	10 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-9050	0853-84-9050
	11 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	14 出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	15 大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	16 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	17 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-2177
	18 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	19 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	20 浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	0855-22-0592
	21 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-2076
	22 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1439	0855-22-0592
	23 浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	0855-32-0343
	24 浜田市立弥栄図書館	〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	0855-48-2258
	25 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	26 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692-甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	27 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354
	28 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	29 美郷町立図書館	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1270	0855-75-1190
	30 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	31 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	32 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	33 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	34 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
	35 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	36 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633
	37 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17-1	08512-2-2341	08512-2-9198

(3) 県内公民館等一覧

平成28年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白瀉公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市古曾志町1517-3	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	鹿島公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25	七類地区公民館		690-1311	松江市美保関町七類1315-2		
26	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
27	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
28	宍道公民館		699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
29	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2219-2	0852-76-3663	(76-3669)
30	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
31	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
32	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
33	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
34	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
35	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-3155)
36	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
37	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
38	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
39	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
40	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
41	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
42	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
43	安来市	飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
44		荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
45		赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
46		広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
47		広瀬交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
48		布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
49		宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
50		比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
51		東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
52		山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
53		下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
54		西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
55		奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
56		菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
57		伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
58		安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
59		母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
60		井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
61		赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
62	出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(24-1706)
63		大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
64		塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
65		古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
66		高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
67		四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
68		高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
69		川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
70		鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
71		上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
72		稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
73		朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
74		乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
75		神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
76		神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
77		長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
78		平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
79		灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
80		国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
81		西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
82		鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
83		久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
84		檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
85		東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
86	北浜コミュニティセンター	691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
87	佐香コミュニティセンター		691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
88	伊野コミュニティセンター		691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
89	須佐コミュニティセンター		693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
90	窪田コミュニティセンター		693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
91	多伎コミュニティセンター		699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
92	湖陵コミュニティセンター		699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
93	大社コミュニティセンター		699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
94	荒木コミュニティセンター		699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
95	遙堀コミュニティセンター		699-0731	出雲市大社町遙堀359-2	0853-53-5529	(53-5548)
96	日御碕コミュニティセンター		699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
97	鶴鷺コミュニティセンター		699-0761	出雲市大社町鷺浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
98	荘原コミュニティセンター		699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(72-4602)
99	出西コミュニティセンター		699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
100	阿宮コミュニティセンター		699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
101	伊波野コミュニティセンター		699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
102	直江コミュニティセンター		699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
103	久木コミュニティセンター		699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
104	出東コミュニティセンター		699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
105	大東交流センター		699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
106	春殖交流センター		699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
107	幡屋交流センター		699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
108	佐世交流センター		699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
109	阿用交流センター		699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
110	久野交流センター		699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
111	海潮交流センター		699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
112	塩田交流センター		699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
113	加茂交流センター		699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
114	八日市交流センター		699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
115	三新塔交流センター		699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
116	新市交流センター		699-1334	雲南市木次町新市3	0854-42-5110	(42-9082)
117	下熊谷交流センター		699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
118	斐伊交流センター		699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
119	日登交流センター		699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
120	西日登交流センター		699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
121	温泉交流センター		699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
122	三刀屋交流センター		690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
123	一宮交流センター		690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(同左)
124	鍋山交流センター		690-2634		0854-45-4241	(同左)
125	飯石交流センター		690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
126	中野交流センター		690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
127	吉田交流センター		690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
128	民谷交流センター		690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
129	田井交流センター		690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
130	掛合交流センター		690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
雲南市	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	(同左)
	波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
	人間交流センター	690-2702	雲南市掛合町人間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
奥出雲町	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
	三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
	亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
	阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
	三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
	鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
	横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
	八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)
飯南町	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2084-5	0854-72-0980	(72-1778)
	志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
	赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
	来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
	谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
浜田市	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
	石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
	長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
	周布公民館	697-1321	浜田市周布町4374	0855-27-0058	(同左)
	美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
	大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
	国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
	雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
	今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
	波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐441-1	0855-44-0146	(同左)
	小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
	久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐4575-7	0855-42-2666	(同左)
	美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
	今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
	木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
	和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	
	都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
	市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
	杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀4528-1	0855-48-2258	(同左)
	安城公民館	697-1121	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)	
三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)	
岡見公民館	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)	
井野公民館	699-3301	浜田市三隅町井野41816-2	0855-34-0007	(34-0038)	
黒沢公民館	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)	
白砂公民館	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
175	浜田市	石見公民館宇津井分館 ★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
176		石見公民館細谷分館 ★	697-0013	浜田市三階町376	0855-22-7531	(同左)
177		石見公民館長見分館 ★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
178		石見公民館佐野分館 ★	697-0311	浜田市佐野町4337-1	0855-42-0689	(42-1995)
179		石見公民館後野分館 ★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
180		美川公民館東分館 ★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
181		美川公民館西分館 ★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
182		国府公民館宇野分館 ★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
183		国府公民館有福分館 ★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
184	大田市	中央公民館	694-0064	大田市大田町大田140-2	0854-82-6630	(82-9952)
185		東部公民館	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	(同左)
186		西部公民館	694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
187		三瓶公民館	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	(同左)
188		高山公民館	694-0304	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	(同左)
189		温泉津公民館	699-2511	大田市温泉津町小浜486	0855-65-3696	(65-3114)
190		仁摩公民館	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	(同左)
191		大田まちづくりセンター	694-0064	大田市大田町大田140-2	0854-82-6240	(82-9952)
192		川合まちづくりセンター	694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(同左)
193		久利まちづくりセンター	694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(同左)
194		大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(同左)
195		朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(同左)
196		富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(同左)
197		波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(同左)
198		久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(同左)
199		鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(同左)
200		長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久4612-1	0854-82-5571	(同左)
201		静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(同左)
202		五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(同左)
203		池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(同左)
204		志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学869-1	0854-83-2167	(同左)
205		北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(同左)
206		大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町490	0854-89-0330	(89-0164)
207		水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(同左)
208		祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	(同左)
209		大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(同左)
210		温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜486	0855-65-1522	(同左)
211		湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	(同左)
212		福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光467-1	0855-65-2941	(同左)
213		井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田255	0855-66-0711	(同左)
214		仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(同左)
215		宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(同左)
216	大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(同左)	
217	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	(同左)	
218	北三瓶まちづくりセンター多根分館 ★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(同左)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
219	波積地域コミュニティ交流センター		699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
220	黒松地域コミュニティ交流センター		699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
221	都治地域コミュニティ交流センター		699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
222	浅利地域コミュニティ交流センター		695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
223	松平地域コミュニティ交流センター		695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
224	渡津公民館		695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
225	郷田公民館		695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
226	金田公民館		695-0012	江津市金田町214	0855-52-0704	(同左)
227	嘉久志地域コミュニティ交流センター		695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)
228	和木地域コミュニティ交流センター		695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
229	都野津地域コミュニティ交流センター		695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
230	二宮地域コミュニティ交流センター		695-0024	江津市二宮町神主171	0855-53-1665	(同左)
231	跡市地域コミュニティ交流センター		695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
232	敬川地域コミュニティ交流センター		699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
233	波子地域コミュニティ交流センター		699-3161	江津市波子町1272-4	0855-53-1902	(同左)
234	有福温泉地域コミュニティ交流センター		695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
235	長谷地域コミュニティ交流センター		699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
236	市山地域コミュニティ交流センター		699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
237	川戸地域コミュニティ交流センター		699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
238	谷住郷地域コミュニティ交流センター		699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
239	川越地域コミュニティ交流センター		699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
240	川本中央公民館		696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
241	川本北公民館		696-1225	川本町南佐木201	0855-74-8410	(74-8410)
242	川本西公民館		696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
243	沢谷公民館		699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
244	君谷公民館		696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
245	別府公民館		696-1131	美郷町別府50-2		
246	都賀公民館		696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
247	比之宮公民館		696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
248	都賀行公民館		696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
249	都賀行公民館潮分館	★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
250	阿須那公民館		696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
251	口羽公民館		696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
252	田所公民館		696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
253	出羽公民館		696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
254	高原公民館		696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
255	布施公民館		696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
256	市木公民館		697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
257	矢上公民館		696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
258	中野公民館		696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
259	井原公民館		696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
260	日貫公民館		699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
261	日和公民館		696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
262	阿須那公民館雪田分館	★	696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
263	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
264	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
265	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
266	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
267	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
268	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
269	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
270	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
271	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
272	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
273	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
274	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
275	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
276	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
277	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
278	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
279	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
280	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
281	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
282	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
283	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)
284	小野公民館		699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)
285	中西公民館		698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)
286	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)
287	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
288	二川公民館		698-0202	益田市美都町字津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
289	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
290	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4327	0856-56-0910	(56-0912)
291	道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)
292	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	
293	津和野公民館					
294	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	
295	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	
296	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	
297	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	
298	日原公民館				0856-74-0360	
299	日原公民館滝元分館	★	699-5206	津和野町滝元24		
300	日原公民館枕瀬分館	★	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
301	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2		
302	日原公民館商人溪村分館	★	699-5201	津和野町商人1101		
303	左鑑公民館		699-5202	津和野町左鑑905	0856-76-0345	
304	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40	0856-74-0711	
305	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
306	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
307	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)
308	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
309	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94	0856-77-1124	(同左)
310	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
311	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
312	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)
313	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
314	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
315	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)
316	海士町 中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
317	西ノ島町 西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
318	西ノ島町 西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
319	知夫村 知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担う
コミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含むものである。

市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地域C交流C	地区	分館
松 江 市	34		32					1	1
安 来 市	27	3			24				
出 雲 市	43			43					
雲 南 市	30				30				
奥 出 雲 町	9		9						
飯 南 町	5		5						
浜 田 市	35		26						9
大 田 市	35	7				27			1
江 津 市	21		3				18		
川 本 町	3	1	2						
美 郷 町	7		6						1
邑 南 町	21		12						9
益 田 市	21		21						
津 和 野 町	14	2	8						4
吉 賀 町	6	1	5						
隠岐の島町	4	1	3						
海 士 町	1	1							
西ノ島町	2	1	1						
知 夫 村	1		1						
	319	17	134	43	54	27	18	1	25
				294					25

平成28年度
社会教育行政の方針と事業

平成28（2016）年4月

発行：島根県教育庁社会教育課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427 FAX 0852-22-6218

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

E-mail : shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp